

資料編

- 1 香取市の社会特性と環境の現状
- 2 環境基本計画策定の経過
- 3 香取市環境審議会諮問・答申
- 4 香取市環境基本条例
- 5 環境基準
- 6 アンケート調査結果詳細
- 7 用語の解説

1 香取市の社会特性と環境の現状

社会特性

《歴史・沿革》

【古代】本市北部の千葉県と茨城県の県境付近には、霞ヶ浦から手賀沼に及ぶ「香取の海」、「香取流海」と呼ばれた広大な内海がありました。

【中世】下総国の一宮として、香取神宮は、その神領を香取の海周辺にも拡大し、「海夫」と呼ばれる漁民集団を支配下に置いていました。

【近世】江戸時代を通じて香取地域の多くは幕府代官支配地や旗本知行地となりました。佐原地域や小見川地域は利根川水運の発達により、年貢米の積み出し場や物資の集散地として栄え、農村集落を背景に醸造業などの産業が繁栄しました。

【近代】明治8年、香取市域は千葉県に属し、明治22年の町村制の施行により市域内に18の町村が成立し、この間、佐原地域や小見川地域は、水運による物資輸送が活発化し、米輸送の中継拠点や後背に農村を抱える商業地として栄え、山田地域や栗源地域は養蚕業が盛んとなりました。

大正13年に栗源町、昭和26年から30年にかけての合併により、佐原市、小見川町、山田町が誕生しました。

平成18年3月27日、佐原市、小見川町、山田町、栗源町の1市3町が合併し、香取市が誕生しました。

《地勢・気候》

市域は、東西約21.2km、南北約22.7km、総面積は262.31km²で、県内第4位の面積を有しています。

北部には利根川が東西に流れ、南部は北総台地の一角を形成しています。

利根川、常陸利根川、横利根川、黒部川、小野川、大須賀川など15の一級河川が流れています。

気候は、鹿島灘や霞ヶ浦の影響を受けて温暖であり、冬は雨が少なく乾燥し、夏は雨が多い典型的な太平洋側の海洋性気候となっています。

《土地利用》

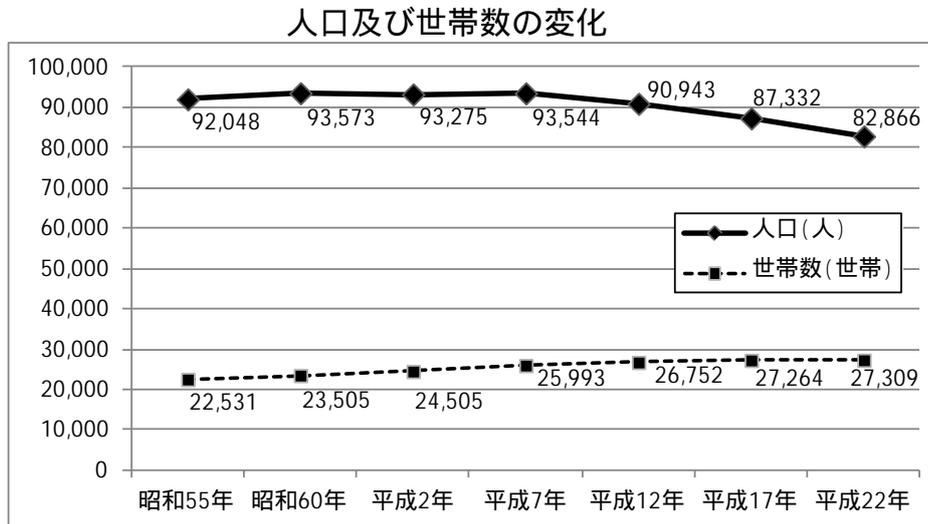
香取市の土地利用は、総面積262.31km²のうち、121.829km²(46.4%)が田・畑を合わせた農地、48.774km²(18.6%)が山林、21.499km²(8.2%)が宅地となっており、県内でも有数の自然に恵まれた地域です。(平成23年1月1日現在)

北部には水田地帯が、南部には畑作地帯や山林が広がっています。

《人口・世帯数》

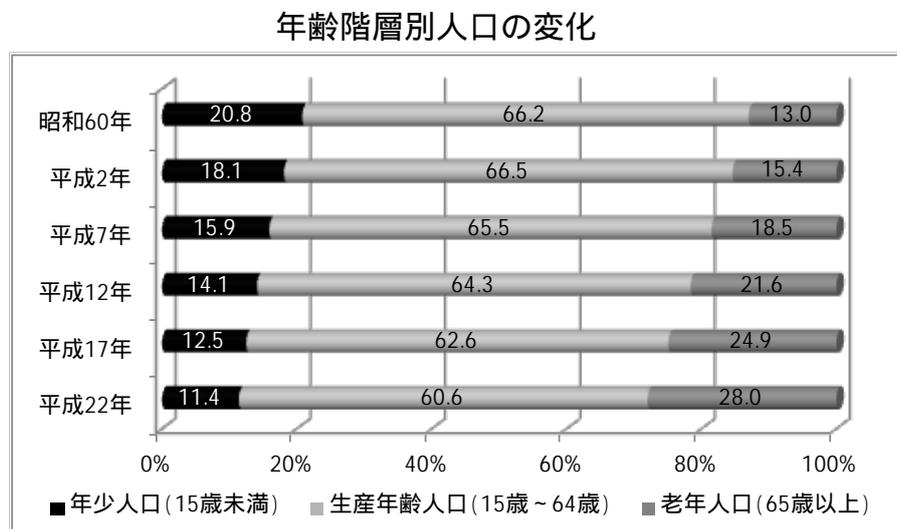
人口は、82,838人(30,099世帯)であり、一世帯当たりの人員は、2.8人/世帯となっています。(平成25年4月1日現在)

人口は減少傾向ですが、世帯数は増加傾向となっており、一世帯当たりの人員は減少傾向となっています。



資料：国勢調査

高齢者人口(65歳以上)の割合は29.1%で増加傾向にあり、15歳未満の年少人口の割合は10.8%で減少傾向となっています。(平成25年4月1日現在)



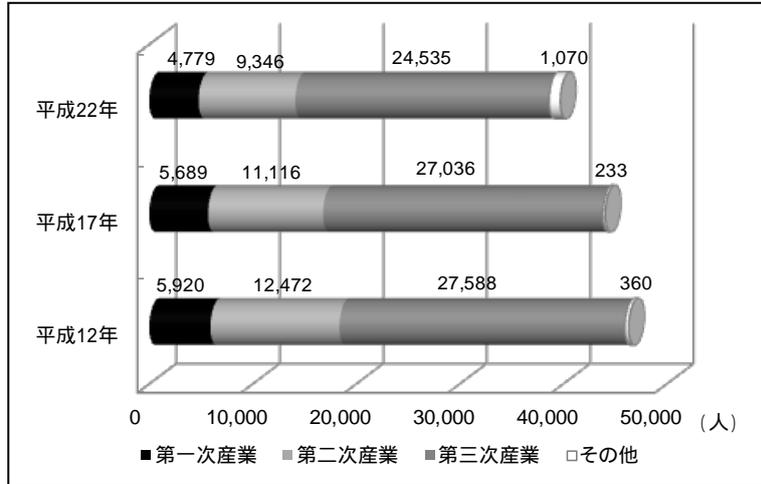
資料：国勢調査

《産業》

産業の就業人口の総数は、39,730人（平成22年度国勢調査）となっており、昭和60年以降、平成12年までは微増傾向を示し、その後、減少に転じ、昭和60年の水準（46,844人）を下回っています。

最近では、第1次産業、第2次産業、第3次産業のいずれも減少傾向にあります。

産業分類別就業者数の変化



資料：国勢調査

《交通》

【自動車交通量】

主な幹線道路は、市域の北部を横断する国道356号、西部を南北に縦断する国道51号などがあります。

一般国道の交通量は、国道51号の佐原口で平成17年度よりも増加したものの、その他の地点では横ばいもしくは減少しています。なお、主要地方道成田小見川鹿島港線の小見川大橋と息栖大橋の付近では、朝夕に慢性的な交通渋滞が発生しています。

交通センサス調査結果（12時間交通量調査）

路線	観測場所	交通量（台）		
		平成22年度	平成17年度	増減
一般国道51号	香取市鳥羽622-2	16,137	17,627	-1,490
一般国道51号	香取市佐原口1996	22,327	20,354	1,973
一般国道356号	香取市北2丁目14-6	17,043	16,740	303
一般国道356号	香取市阿玉川906-2	7,684	9,925	-2,241
一般国道356号	香取市大倉721	8,185	11,402	-3,217
佐原八日市場線	香取市大根2084-3	4,215	3,390	825
佐原八日市場線	香取市岩部1417-3	3,207	3,268	-61
旭小見川線	香取市羽根川48	6,686	7,147	-461
成田小見川鹿島港線	香取市油田802	5,809	5,776	33
成田小見川鹿島港線	香取市八日市場	17,544	12,978	4,566
佐原山田線	香取市多田502-1	7,856	7,945	-89
佐原椿海線	香取市新里1905	6,609	6,743	-134
大栄栗源干潟線	香取市鳩山836	6,354	6,307	47
大栄栗源干潟線	香取市高萩1253-3	5,335	5,562	-227
潮来佐原線	香取市佐原二1305	7,623	6,291	1,332
八日市場山田線	香取市神生349	3,104	3,228	-124
香取津之宮線	香取市津宮595-2	1,021	4,855	-3,834
大戸停車場線	香取市大戸川15	1,224	1,351	-127
山田栗源線	香取市新里1038	709	583	126

資料：国土交通省道路局

【鉄道交通】

市内には、大戸駅、佐原駅、香取駅、水郷駅、小見川駅、十二橋駅の6つの駅があり、通勤、通学者の交通手段となっていますが、人口の減少や広域道路網の整備などの要因により、各駅の利用者数は減少傾向にあります。

【バス交通】

主にJR佐原駅及び小見川駅を中心に運行されていますが、利用者は減少傾向にあります。

コミュニティバスは、佐原地域、小見川地域、山田地域、栗源地域のそれぞれの生活圏を中心に運行されています。

東京方面への高速バスが運行されており、利便性の高さから利用者は増加しています。

環境の現状

《大気》

市内4カ所の大気汚染測定局で常時監視を行っています。

【平成24年度の状況】

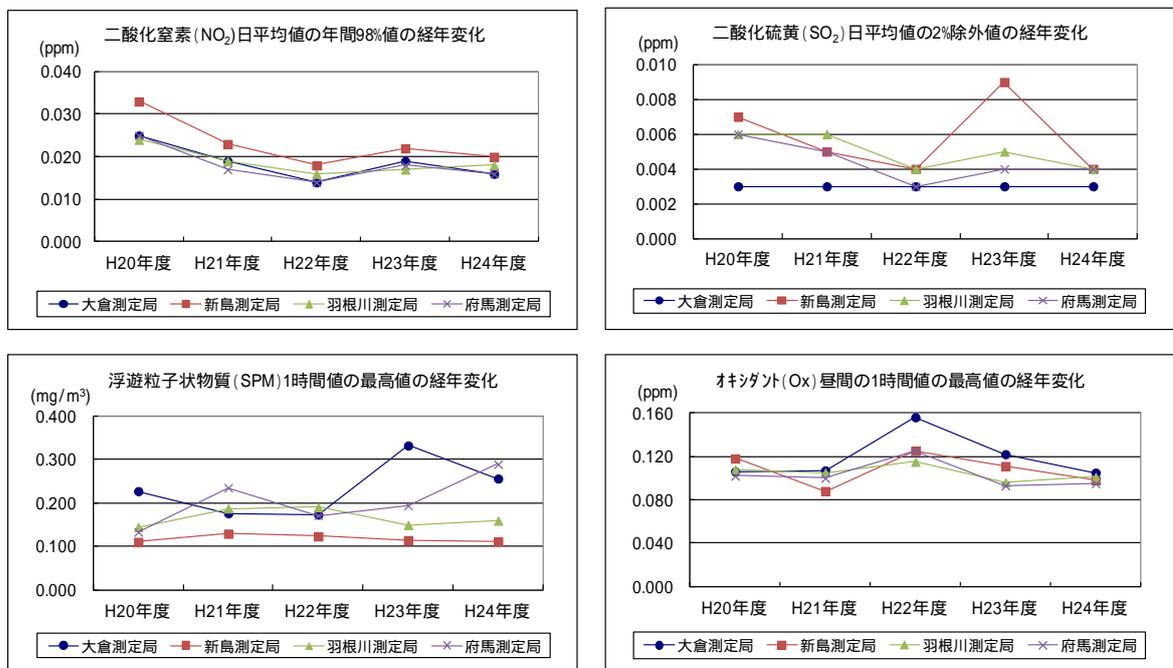
二酸化硫黄、二酸化窒素は、すべての測定局で環境基準を達成していました。

浮遊粒子状物質は4局中2局で環境基準を達成していました。

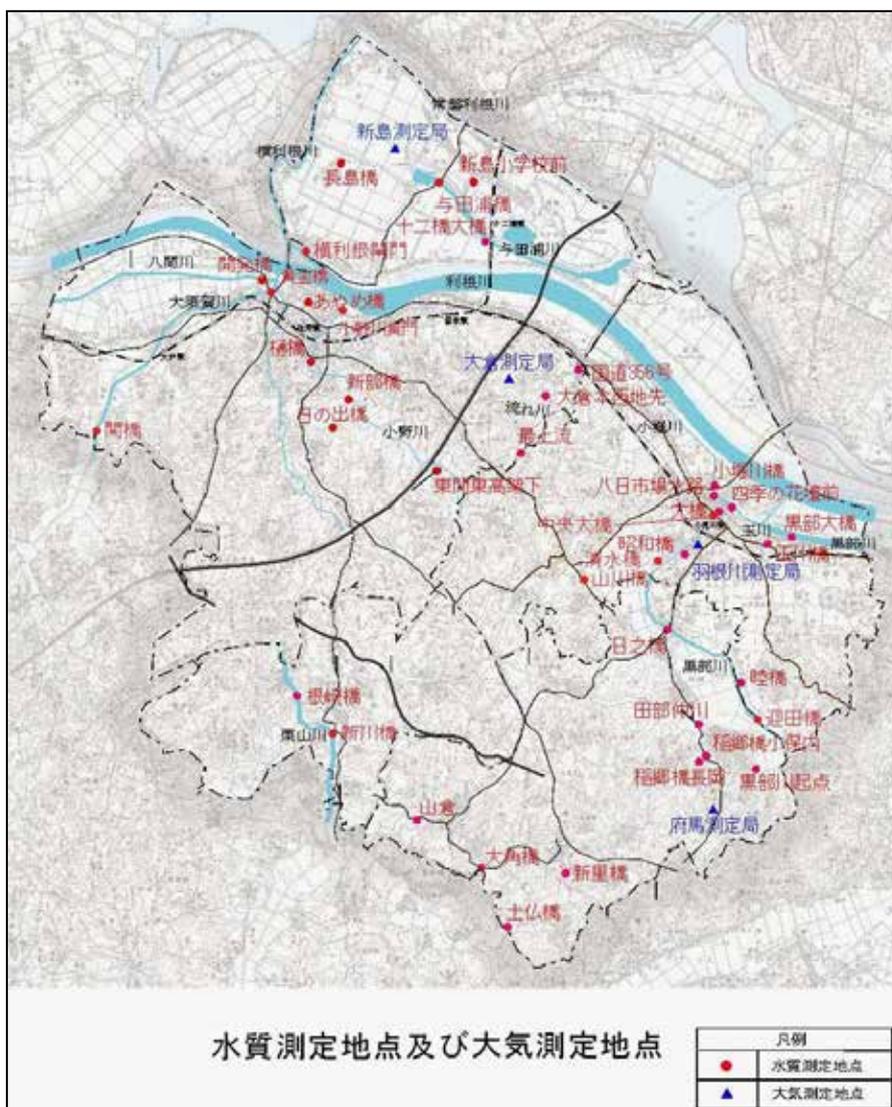
光化学オキシダントは、すべての測定局で環境基準を達成していませんでした。

大気中のダイオキシン類の調査を、大倉測定局及び旧あやめ荘の2カ所で行っており、どちらも環境基準値を下回っていました。

大気汚染物質の経年変化



資料：環境安全課



《河川水質》

市では小野川、黒部川など11河川（水系）30地点、県が大須賀川、横利根川など9地点、栗山川汚染防止対策協議会が栗山川で1地点の計40地点で水質調査を行っています。



小野川（新部橋付近）

市内河川の水域類型指定

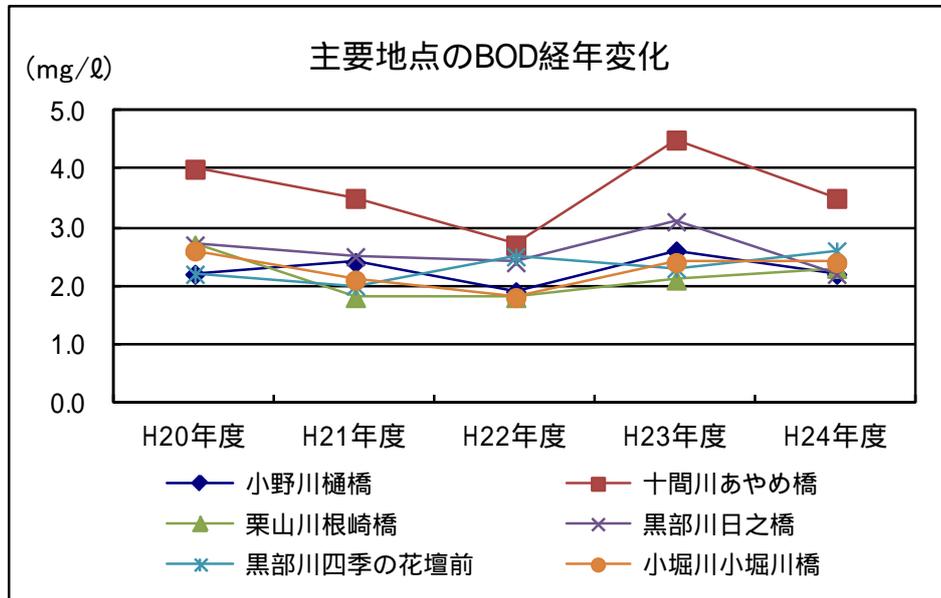
類 型	該 当 河 川
河川A	利根川下流、大須賀川、栗山川、清水川、黒部川下流
河川B	小野川、（香西川、与田浦川、新左衛門川、横利根川、新八間川、小堀川、玉川）、黒部川上流
河川C	（十間川）
河川D	（流れ川）

該当河川（ ）表示は、水域類型指定がされていないため、類似環境基準をあてはめ、参考比較しています。

【平成 24 年度の状況】

生物化学的酸素要求量（BOD）は、栗山川の根崎橋と黒部川の四季の花壇前で環境基準未達成でしたが、その他の主要地点では環境基準を達成していました。

大腸菌群数は、一部の地点で環境基準を達成していました。



資料：環境安全課

《地下水質》

昭和 63 年に小見川工業団地において、地下水から環境基準を超えるトリクロロエチレンの検出が確認されました。その後、汚染実態調査と機構解明調査を経て、平成 7 年に地下水の揚水ばっ気処理施設を設置し、現在まで継続して汚染物質を除去しています。平成元年に多田地区において、4 井戸から環境基準を超えるトリクロロエチレンの検出が確認されました。検出された井戸及び周辺井戸について、継続的に地下水質の状況調査を行っています。

佐原地域の一部地域では、井戸水から砒素が検出されていますが、自然含有によるものと考えられています。

比較的高濃度の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染が市内の一部地域で確認されています。

《土壌汚染》

平成 7 年に開発行為による残土埋立の際、六価クロム含有残土が搬入されました。汚染残土の搬出と改善工事を行った結果、平成 12 年度から現在までの調査では六価クロムは検出されていません。今後も継続的に追跡調査を行っていきます。

住宅地から離れた谷津田などで、行政指導を無視した残土の搬入がありました。

《悪臭》

【平成 22～24 年度の状況】

悪臭に関する苦情件数は、年に 5～13 件で推移しており、平成 24 年度は 7 件となっていました。

悪臭に関する主な苦情は、畜産業や農業、事務所や一般家庭によるものでした。

《騒音・振動》

【平成 22～24 年度の状況】

自動車交通騒音について、平成 24 年度は 6 路線で測定を行いました。昼夜とも環境基準を達成した路線は、東関東自動車道、佐原八日市場線、佐原椿海線、大栄栗源干潟線の 4 路線で、一般国道 356 号は 62.2%の達成率、成田小見川鹿島港線は 98.9%の達成率でした。

騒音・振動に関する苦情件数は年に 2～7 件で推移しており、平成 24 年度は 6 件（騒音）となっていました。

騒音に関する苦情が年に数件あった平成 22 年度及び平成 24 年度の発生原因は、事業所、事業に伴う車両の使用や農業によるものでした。

《放射性物質》

市では、4 施設（府馬小学校、新島中学校、小見川幼稚園、栗源保育所）で大気中の放射線量の定点測定（1 回/週）を実施しており、市役所駐車場では開庁日の毎日、大気中の放射線量の測定を行っています。

そのほか、市内 90 地点における大気中放射線量の測定を毎年実施しています。また、市民からの要望に基づく測定や車載型放射線測定器による測定も実施しています。いずれも、放射性物質汚染対処特措法に定めた除染地域指定の数値を下回る結果でした。

市内では環境省による地下水の放射性物質濃度の調査も実施されています。平成 24 年度は 7 月と 12 月に大崎で実施され、放射性ヨウ素（I-131）、放射性セシウム（Cs-134）とも不検出でした。

《上水道・下水道の整備状況》

水道普及率は 76.9%（平成 24 年度末現在）と、平成 23 年度末現在の全国平均 97.6% 及び千葉県平均 94.7% に比べて、低い水準となっています。

汚水処理人口普及率は 53.4% と、全国平均 88.1% 及び千葉県平均 84.4% に比べて低い水準となっています。（平成 24 年度末現在）

下水道処理人口普及率は 29.2% と、千葉県平均 70.7% の半分以下となっています。（平成 24 年度末現在）

《廃棄物》

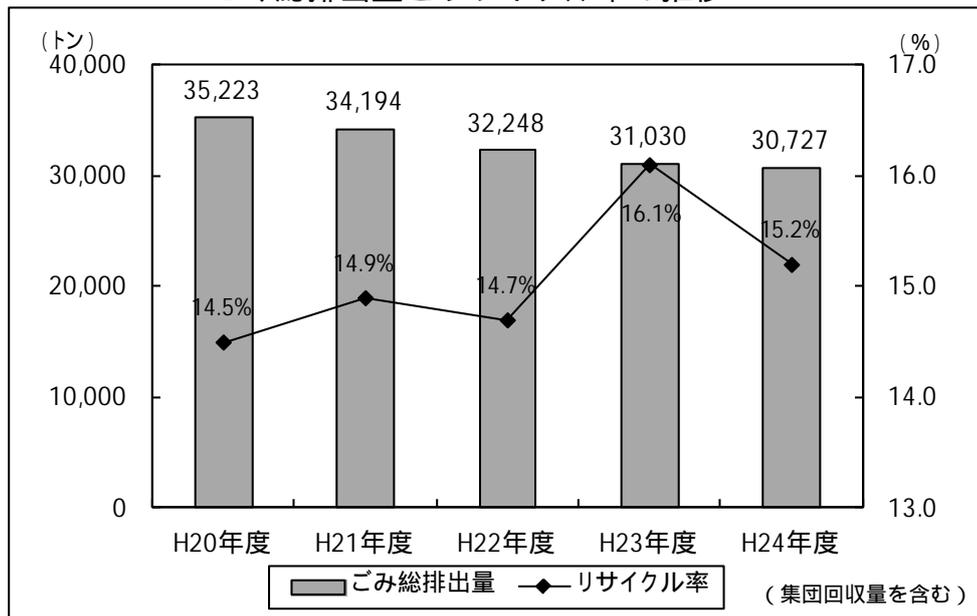
本市のごみ処理は指定袋制を採用し、佐原地域及び栗源地域ではステーション排出方式、小見川地域及び山田地域の可燃ごみは路線収集を行っています。排出方式の統一に向けて、小見川地域と山田地域のステーション排出方式への移行を図っています。



小野川沿いのごみステーション

平成24年度のごみの総排出量は、30,727 トンで、リサイクル率は15.2%となっています。

ごみ総排出量とリサイクル率の推移



資料：環境安全課

《水辺環境》

利根川をはじめ、数多くの河川や水路が流れており、水郷地帯として豊かな水辺空間を創出しています。

小野川周辺では、歴史的町並みと調和した水辺空間が整備され、多くの観光客を集めています。

大須賀川の親水緑地、栗山川のアジサイ遊歩道などでは梅雨の時期にあざやかな景観が見られます。



小野川親水公園

黒部川下流は、釣りのほか、水上スキー、ボート、カヌーなどの多様な水上スポーツに利用され、市民レガッタをはじめとする多くのスポーツイベントが開催されています。利根川や黒部川の河川敷には、市の鳥であるヨシキリやオオセッカ、コジュリンなどの貴重な鳥が生息しています。

利根川の北側地域には、水郷佐原水生植物園や、加藤洲十二橋、与田浦などの水郷の自然を体験できる観光・レクリエーションの場があります。

《公園・緑地》

都市公園は47カ所(44.26ha)、市民公園は3カ所(6.34ha)あり、人口1人当たりの公園面積は約6.1m²/人となっています。(平成25年4月現在)
主な公園としては、佐原公園、小見川城山公園、くろべ運動公園、橋ふれあい公園、栗山川ふれあいの里公園などがあります。



佐原公園



小見川城山公園



くろべ運動公園



栗山川ふれあいの里公園

利根川周辺には水郷筑波国定公園や県立大利根自然公園が広がり、また市街地周辺には良好な緑地空間を形成した風致地区があります。

《観光・文化財》

市内には、重要伝統的建造物群保存地区に選定された小野川沿いの町並み、国の重要無形民俗文化財に指定された佐原の山車行事、水郷筑波国定公園や県立大利根自然公園、香取神宮、伊能忠敬記念館、国指定良文貝塚など、多くの歴史的・文化的観光資源を有し、毎年、多くの観光客が訪れています。



香取神宮



小野川沿いの町並み

主な文化財としては、国宝である香取神宮の海獣葡萄鏡や伊能忠敬関係資料、史跡である阿玉台貝塚や良文貝塚、天然記念物である府馬の大クスなどがあり、平成25年3月末現在、国や県、市を合わせて183件の指定等の文化財があり、県内自治体としては第4位、国と県に限れば第1位の指定数となっています。



阿玉台貝塚



府馬の大クス

屋根のない博物館として農村の有する豊かな自然、伝統、文化等の多面的機能を紹介する田園空間博物館があります。
市への年間の観光客は約774万人(平成22年)とその数は年々増加する傾向にあります。



あやめ祭り

観光客のほとんどは、日帰り客が占めています。

2 環境基本計画策定の経過

《環境基本計画策定会議の開催状況》

日 程	内 容
平成 25 年 7 月～9 月	アンケート調査
平成 25 年 7 月 30 日	環境基本計画策定委員会・作業部会（第 1 回）
平成 25 年 9 月 17 日～19 日	地域別環境懇談会
平成 25 年 9 月 25 日	環境審議会（諮問）
平成 25 年 10 月 21 日	環境基本計画作業部会ヒアリング
平成 25 年 11 月 14 日	環境づくり会議
平成 25 年 12 月 19 日	環境基本計画策定委員会（第 2 回）
平成 26 年 1 月 10 日～2 月 5 日	「環境基本計画中間見直し（素案）」に係るパブリックコメントの募集
平成 26 年 3 月 3 日	環境審議会（答申）

《環境審議会名簿（策定期間中）》

組 織	氏 名	備 考
学識経験者	布施 修一	香取郡市医師会会長
	本郷 靖枝	元佐原市役所職員
	高橋 勇夫	千葉県生物学会員、元高等学校長
	水越 正彦	日本野鳥の会会員、日本自然保護協会自然観察指導員
	井出 洋	茨城大学市民共創教育研究センター鹿嶋研究所客員研究員
関係行政機関	木川 勇夫	香取地域振興事務所地域環境保全課長
	金谷 敦子	香取健康福祉センター健康生活支援課長
	高仲 秀夫	香取土木事務所管理用地課長
市民代表	久保木 啓司	かとり市民環境ネットワーク副会長
	佐藤 正徳	水郷小見川観光協会副会長
	林 幹雄	小川ふるさと保全会「ほたるの会」会長
	佐藤 昇	栗源ライオンズクラブ幹事
事業者代表	浅野 文男	佐原農業協同組合 代表理事組合長
	岩瀬 幸雄	かとり農業協同組合 代表理事組合長
	山本 一郎	ちば醤油株式会社 代表取締役社長
	篠塚 純夫	佐原商工会議所 専務理事（～H25.10.31）
	椎名 喜予	佐原商工会議所 専務理事職務代理事務局長（H25.11.1～）
	金井 康典	金井工業株式会社 代表取締役

《環境づくり会議名簿（策定期間中）》

組 織	氏 名	備 考
市民公募	小林 俊作	市内に住所を有し、居住する者
	石井 賢一	市内に住所を有し、居住する者
	山口 勇	市内に住所を有し、居住する者
市民団体代表	磯辺 大暢	かとり市民環境ネットワーク
	増田 てる	かとり市民環境ネットワーク
	宮部 義夫	かとり市民環境ネットワーク
	野平 和男	かとり市民環境ネットワーク
	小野 克美	黒部川をふるさとの川にする会
	佐藤 正躬	栗源さくらの会
	金子 節子	香取市消費者協議会
	鎌形 充啓	社団法人佐原青年会議所
事業者代表	諏訪 正基	香取市商工会
	石井 良典	千葉県建設業協会香取支部
	多田 太郎	小見川工業団地連絡協議会
	塚本 和良	佐原農業協同組合
	秋葉 源憲	千葉県森林組合香取事業所

《環境計画策定委員会名簿》

	部	課	委員名
委員長	経済環境部	部長	石田 清隆
委 員	総務部	小見川支所長	宮崎 誠悦
		山田支所長	石毛 義則
		栗源支所長	伊藤 勝弘
	企画財政部	企画政策課長	林 高志
		財政課長	宮崎 秀行
		市民活動推進課長	澁谷 武男
	経済環境部	農政課長	高橋 稔
		商工観光課長	高橋 俊光
	建設水道部	都市整備課長	福水 俊樹
		道路河川管理課長	塚原 康由
		下水道課長	篠塚 富義
	教育部	学校教育課長	金子 基一
		生涯学習課長	伊奈 亘
	農業委員会	事務局長	鵜澤 清明

《環境計画策定委員会作業部会名簿》

部	課	班	部会員名
総務部	小見川支所	地域班	鈴木 正章
	山田支所	地域班	菅谷 和美
	栗源支所	地域班	齋木 俊宏
企画財政部	企画政策課	政策班	増田 正記
	財政課	管財班	渡辺 新吾
	市民活動推進課	市民協働班	玉井 昭仁
経済環境部	農政課	生産振興班	平山 正樹
	商工観光課	観光班	木内 俊一郎
建設水道部	都市整備課	管理班	木内 勝司
	道路河川管理課	管理 1 班	滑川 典文
	下水道課	業務推進班	小林 正美
教育部	学校教育課	指導班	根本 滋之
	生涯学習課	生涯学習班	山口 尚志
農業委員会	事務局	管理班	篠塚 和広

3 香取市環境審議会諮問・答申



香環安第589号
平成25年9月25日

香取市環境審議会
会長 布施 修一 様

香取市長 宇井 成



香取市環境基本計画（見直し）について（諮問）

香取市環境基本条例第9条第3項の規定により、香取市環境基本計画（見直し）について、貴審議会にてご審議くださるようお願いいたします。

平成26年3月3日

香取市長 宇井 成一 様

香取市環境審議会

会長 布施 修一 

香取市環境基本計画中間見直しについて（答申）

平成25年9月25日付け香環安第589号で諮問のありました香取市環境基本計画中間見直し（案）について、当審議会において慎重に審議した結果、市の環境の保全と創造を中長期的な視点から見据えた指針として、概ね適切な計画であると認めます。

4 香取市環境基本条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 138 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条 第 8 条）

第 2 章 環境の保全に関する基本的施策等（第 9 条 第 17 条）

第 3 章 市民等の参加の促進（第 18 条 第 21 条）

第 4 章 地球環境保全の推進（第 22 条）

第 5 章 環境の保全の推進体制等（第 23 条・第 24 条）

附則

私たちの住む香取市は、水郷筑波国定公園の名の下に、水と緑の恵み豊かな自然環境に生まれ、長い歴史と伝統のあるまちとして、先人の英知とたゆまぬ努力を受け継ぎながら、明るく豊かでくらしよいまちを目指し、環境に配慮したまちづくりを進めてきた。

しかし、今日の社会経済活動は、生活の利便性の向上と物質的な豊かさをもたらした反面、資源・エネルギーを大量に消費し、環境に対する負荷を増大させ、生命の源である地球環境までも脅かすに至っている。

私たちは、環境が自然の生態系の微妙な均衡の下に成り立つものであることを認識した上で、これまでの社会経済システムの在り方や生活様式を見直し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築する必要がある。

もとより、健全で豊かな環境の恵みを楽しむことは、健康で文化的な生活に欠くことのできないものであり、市の誇りである恵み豊かな環境を、将来の市民が享受できるよう健全なものとして保全し、継承することは、私たちの願いであり責務でもある。

今こそ、市民、事業者及び市それぞれが自らの環境保全に対する意識を高め、果たすべき役割を担うとともに、水と緑と歴史と伝統を活かした、文化の薫り高く、人と自然が共生するまちづくりを実現するため、市民の総意により、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2）地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生

生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するように行われなければならない。

3 環境の保全は、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるように多様な自然環境が体系的に保全されることにより、自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくように行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であることにかんがみ、すべての者は、これを自らの課題として認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。

3 前各項に規定するもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前各項に規定するもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとする。

(環境月間)

第7条 事業者及び市民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、環境月間を設ける。

2 環境月間は、毎年6月とする。

3 市は、環境月間の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。

(施策等の公表)

第8条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を公表するものとする。

第2章 環境の保全に関する基本的施策等

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、香取市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標

(2) 環境の保全に関する施策の方向

(3) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ香取市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、施策に関する計画の策定及び施策の実施に当たっては、環境の保全に十分に配慮しなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための規制等)

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するために、次に掲げる必要な規制等の措置を講ずるものとする。

(1) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地下水位の著しい低下又は地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為、土地利用及び公害の原因となる施設の設置に関し、公害を防止するために必要な規制等の措置

(2) 自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更等の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為及び採掘、損傷その他の行為であって、保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれのあるも

のに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

(3) 公害及び自然環境の保全上の支障が共に生ずるか、又は生ずるおそれがある場合にこれらを共に防止するために必要な規制等の措置

2 前項に規定するもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制等の措置を講ずるように努めなければならない。

(環境の保全に関する協定の締結)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者等と環境の保全に関する必要な協定を締結するように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第13条 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置を採るように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

2 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷の低減に努めるように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、適正な経済的負担を求める措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が特に必要であるときは、市民の理解の下に、その措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第14条 市は、緩衝緑地その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつ、貴重野生動植物の保護その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

(調査の実施)

第16条 市は、環境の状況の把握又は今後の環境の変化に関する調査その他環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第17条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制を整備するとともにその実施に努めるものとする。

第3章 市民等の参加の促進

(市民の意見の反映)

第18条 市は、環境の保全についての施策に市民の意見を反映させるため、市民から提言を受けるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する学習の推進)

第19条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための支援措置)

第20条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、美化活動、河川浄化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第21条 市は、環境の保全に関する学習の推進及び民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

第4章 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第22条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第5章 環境の保全の推進体制等

(環境の保全の推進体制の整備)

第23条 市は、事業者及び市民と協力して、環境の保全を推進するための体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第24条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進を図るものとする。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

5 環境基準

《大気汚染に係る環境基準》

1.大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）
二酸化いおう（SO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。（S48.5.16 告示）
一酸化炭素（CO）	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。（S48.5.8 告示）
浮遊粒子状物質（SPM）	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。（S48.5.8 告示）
二酸化窒素（NO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。（S53.7.11 告示）
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。（S48.5.8 告示）

（注1）環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

（注2）浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。

（注3）二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

（注4）光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

2.有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4 告示）
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4 告示）
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4 告示）
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。（H13.4.20 告示）

（注1）環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

（注2）ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

3.ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。（H11.12.27 告示）

（注1）環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

（注2）基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

4.微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）
微小粒子状物質	1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。（H21.9.9告示）

（注1）環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

（注2）微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μm の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

《騒音に係る環境基準》

1.騒音に係る環境基準

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	55デシベル以下	45デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

（注1）時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

（注2）AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

（注3）Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

（注4）Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

（注5）Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

（注）車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。	

2.航空機騒音に係る環境基準

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

類型	基準値
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

（注）Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。

《水質汚濁に係る環境基準》

生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く。））

項目 類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄 に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	-

(注1) 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

(注2) 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

(注3) 自然環境保全 自然探勝等の環境保全

水道1級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級 ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級 サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級 コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級 特殊の浄水操作を行うもの

環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く。））

項目類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

（注）基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

（注1）基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

（注2）「検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

（注3）海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

《地下水の水質汚濁に係る環境基準》

地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサソ	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

(注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(注2) 「検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

《土壌の汚染に係る環境基準》

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき 0.01mg/L 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下
全シアン	検液中に検出されないこと
有機磷（りん）	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1 L につき 0.01mg/L 以下
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg/L 以下
砒（ひ）素	検液 1 L につき 0.01mg/L 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
P C B	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg/L 以下
1, 2 - ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg/L 以下
1, 1 - ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.02mg/L 以下
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg/L 以下
1, 1, 1 - トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg/L 以下
1, 1, 2 - トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg/L 以下
1, 3 - ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg/L 以下
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg/L 以下
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg/L 以下
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg/L 以下
セレン	検液 1 L につき 0.01mg/L 以下
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg/L 以下
ほう素	検液 1 L につき 1 mg/L 以下

（注 1）環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

（注 2）カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 l につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。

（注 3）「検液中に検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

（注 4）有機磷（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。

《ダイオキシン類に関する環境基準》

媒体	基準値
大気	年平均値 0.6pg-TEQ / m ³ 以下
水質	年平均値 1 pg-TEQ / L 以下
水底の底質	150pg-TEQ / g 以下
土壌	1,000pg-TEQ / g 以下

(注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

(注2) 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。

(注3) 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

6 アンケート調査結果詳細

《市民アンケート》

問1 関心のある環境問題について

(1) 関心のある環境問題

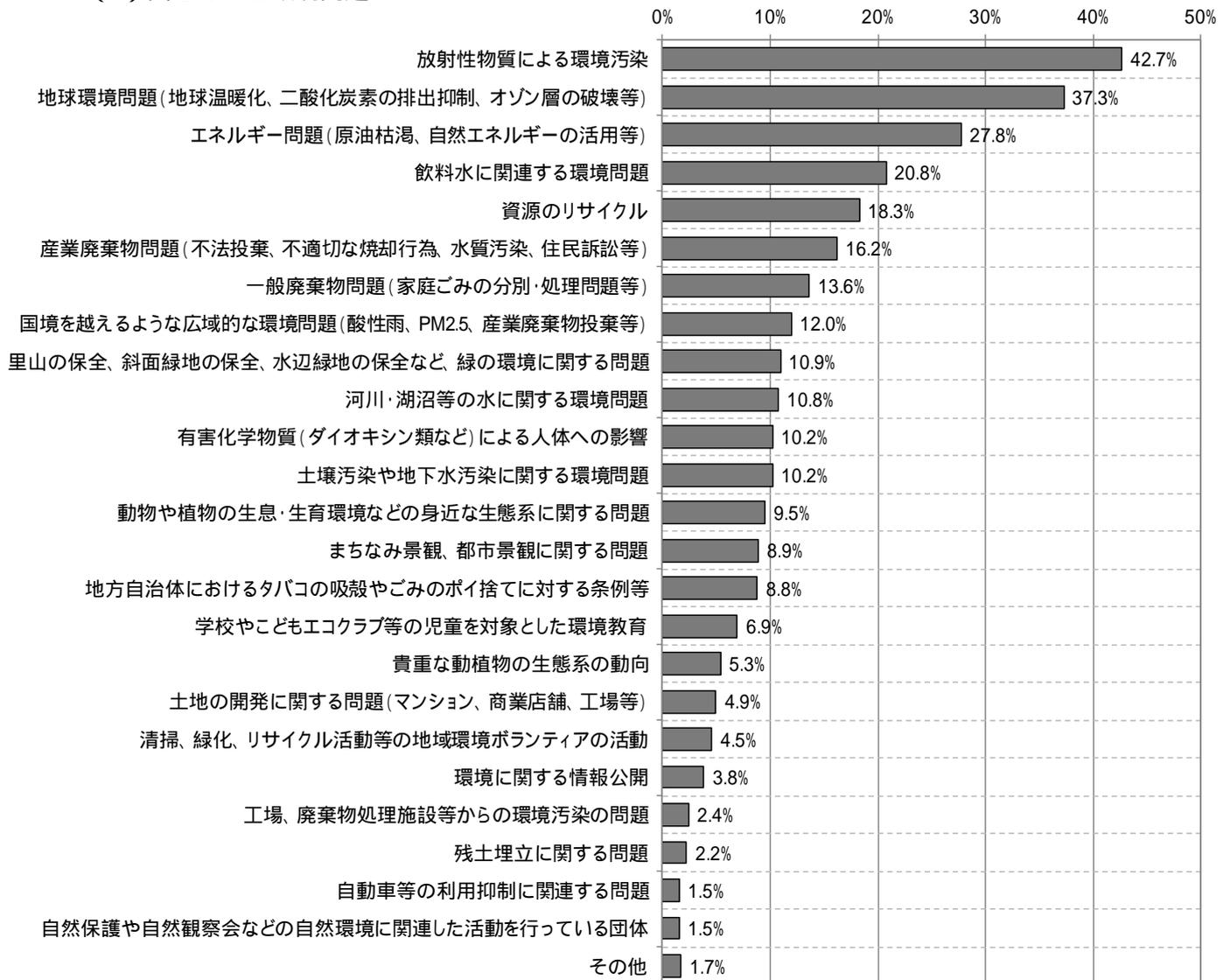


図 関心のある環境問題(本編より再掲)

(2) 関心のある環境問題にどのように取り組みたいか

表 関心のある環境問題にどのように取り組みたいか

	勉強したい	関係する活動に参加したい	個人や家庭で取り組みたい	関心はあるが、取り組みたいとは思わない	取り組み方が分からない	その他	無回答
放射性物質による環境汚染	25.3%	4.3%	11.5%	21.5%	31.5%	4.1%	1.8%
地球環境問題	22.6%	3.4%	33.3%	13.8%	22.8%	3.0%	1.0%
エネルギー問題	24.5%	3.8%	25.5%	17.5%	23.9%	3.8%	1.1%
飲料水に関連する環境問題	21.5%	4.5%	32.1%	13.2%	24.2%	1.9%	2.6%
資源のリサイクル	14.0%	4.7%	64.0%	8.5%	7.2%	0.8%	0.8%
産業廃棄物問題	17.2%	7.4%	24.1%	21.7%	21.7%	5.4%	2.5%
一般廃棄物問題	9.1%	4.5%	60.2%	9.7%	10.8%	4.0%	1.7%
国境を越えるような広域的な環境問題	24.8%	5.5%	13.9%	18.2%	34.5%	3.0%	0.0%
里山の保全、斜面緑地の保全、水辺緑地の保全など、緑の環境に関する問題	21.6%	26.6%	18.0%	9.4%	18.7%	5.0%	0.7%
河川・湖沼等の水に関する環境問題	21.5%	16.1%	22.8%	18.1%	18.8%	1.3%	1.3%
有害化学物質（ダイオキシン類など）による人体への影響	24.6%	3.4%	22.0%	26.3%	22.9%	0.8%	0.0%
土壌汚染や地下水汚染に関する環境問題	29.3%	8.3%	20.3%	15.0%	24.1%	1.5%	1.5%
動物や植物の生息・生育環境などの身近な生態系に関する問題	25.8%	17.4%	16.7%	15.9%	16.7%	5.3%	2.3%
まちなみ景観、都市景観に関する問題	22.2%	15.7%	13.9%	24.1%	22.2%	0.9%	0.9%
地方自治体におけるタバコの吸殻やごみのポイ捨てに対する条例等	7.8%	13.9%	27.0%	19.1%	20.9%	7.8%	3.5%
学校やこどもエコクラブ等の児童を対象とした環境教育	14.0%	16.3%	33.7%	5.8%	24.4%	4.7%	1.2%
貴重な動植物の生態系の動向	31.8%	16.7%	15.2%	22.7%	10.6%	3.0%	0.0%
土地の開発に関する問題	21.5%	9.2%	6.2%	23.1%	33.8%	6.2%	0.0%
清掃、緑化、リサイクル活動等の地域環境ボランティアの活動	15.3%	32.2%	28.8%	10.2%	6.8%	6.8%	0.0%
環境に関する情報公開	30.2%	7.0%	9.3%	18.6%	27.9%	4.7%	2.3%
工場、廃棄物処理施設等からの環境汚染の問題	16.1%	16.1%	3.2%	29.0%	32.3%	3.2%	0.0%
残土埋立に関する問題	8.3%	8.3%	4.2%	41.7%	29.2%	4.2%	4.2%
自動車等の利用抑制に関連する問題	11.8%	0.0%	11.8%	23.5%	23.5%	23.5%	5.9%
自然保護や自然観察会などの自然環境に関連した活動を行っている団体	15.8%	31.6%	10.5%	21.1%	15.8%	5.3%	0.0%
その他	17.4%	4.3%	8.7%	4.3%	8.7%	56.5%	0.0%

問2 香取市の環境の現状について

(1) 最も守りたい環境(自由記述)

最も守りたい環境としては、黒部川、小野川、十間川等の「水環境」に言及する意見が多かった。他にも、豊かな自然や豊かな緑等の「自然環境」に言及した意見や、佐原のまちなみ、田園風景等の「景観」に言及した意見も多く寄せられた。

最も改善したい環境(自由記述)

最も改善したい環境としては、黒部川、小野川等の「河川や下水の水質」に言及する意見が多かった。他にも、不法投棄やごみのぼい捨て等の「ごみ問題」に言及した意見や、荒れた山林や耕作放棄地等の「(自然環境の)荒廃」に言及した意見も多く寄せられた。

(2) 香取市の環境の現状についてどのように感じているか

満足と回答した割合は「自然(森や林等)の豊かさについて」が最も多く、次いで「空気のきれいさについて」が多かった。

不満と回答した割合は「バス、鉄道等の公共交通機関について」が最も多く、次いで「たばこやごみのポイ捨て等の環境マナー」が多かった。

表 香取市の環境の現状についてどのように感じているか

	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない	無回答
自然(森や林等)の豊かさについて	24.4%	42.9%	14.5%	3.6%	9.1%	5.5%
空気のきれいさについて	24.3%	43.3%	14.9%	4.9%	6.8%	5.7%
工場等からの公害の少なさについて	18.4%	36.0%	13.8%	3.7%	22.5%	5.6%
自然の景観について	16.5%	43.3%	19.9%	6.4%	8.1%	5.9%
まちなみや歴史的建造物の景観について	15.7%	43.5%	17.2%	4.9%	11.7%	6.9%
車の音などの騒音の少なさについて	13.7%	38.5%	23.7%	12.5%	5.7%	5.9%
身近に自然とふれあえる場について	12.5%	35.8%	24.7%	12.3%	9.3%	5.4%
動物や植物の生息・生育の状況について	10.5%	32.4%	20.4%	6.8%	24.1%	5.9%
ごみの分別や資源のリサイクル等の状況について	8.5%	40.9%	24.8%	10.7%	11.4%	3.6%
地下水や湧き水の豊かさ	7.1%	25.4%	21.9%	15.1%	24.8%	5.7%
太陽光等の新エネルギー導入について	4.8%	14.0%	19.4%	11.4%	44.6%	5.7%
町なかの歩きやすさ	3.8%	19.5%	34.8%	31.4%	6.0%	4.5%
川、水路などの水のきれいさについて	3.4%	19.6%	36.7%	29.9%	5.9%	4.5%
バス、鉄道等の公共交通機関について	3.2%	15.0%	33.0%	36.6%	6.4%	5.8%
たばこやごみのポイ捨て等の環境マナーについて	2.5%	16.3%	33.0%	35.0%	8.1%	5.2%
環境教育・学習の開催状況について	1.8%	17.0%	20.7%	6.8%	48.1%	5.6%
環境に関する情報の得やすさについて	1.8%	13.4%	26.1%	12.0%	42.2%	4.5%

問3 香取市の環境の課題について

(1) 香取市の環境をより良くする、守るための課題

「豊かな自然（森林や農地等）を守る」ための課題

「農林業の後継者が不足している」と回答した割合が最も多く、次いで「土地所有者の保全意識が低下している」と回答した割合が多かった。

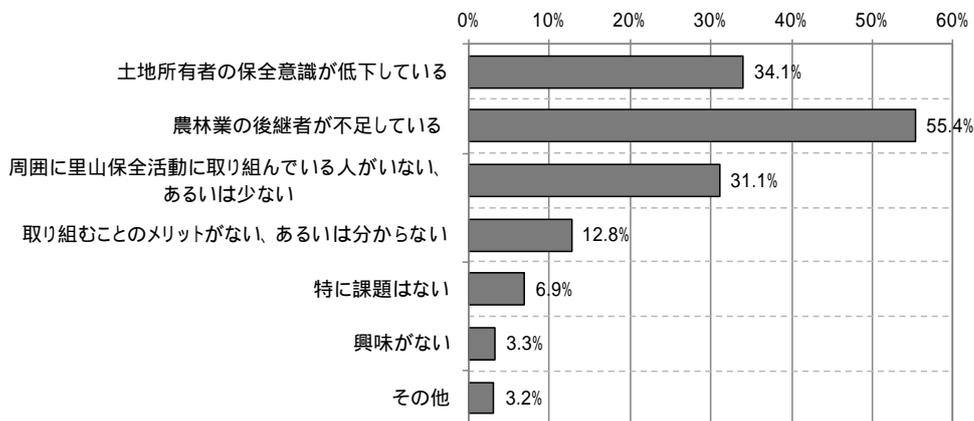


図 「豊かな自然（森林や農地等）を守る」ための課題

「動物や植物の生息・生育環境を守る」ための課題

「身近な動植物の生息・生育状況が分からない」と回答した割合が最も多く、次いで「周囲に興味を持っている人や取り組んでいる人がいない、あるいは少ない」と回答した割合が多かった。

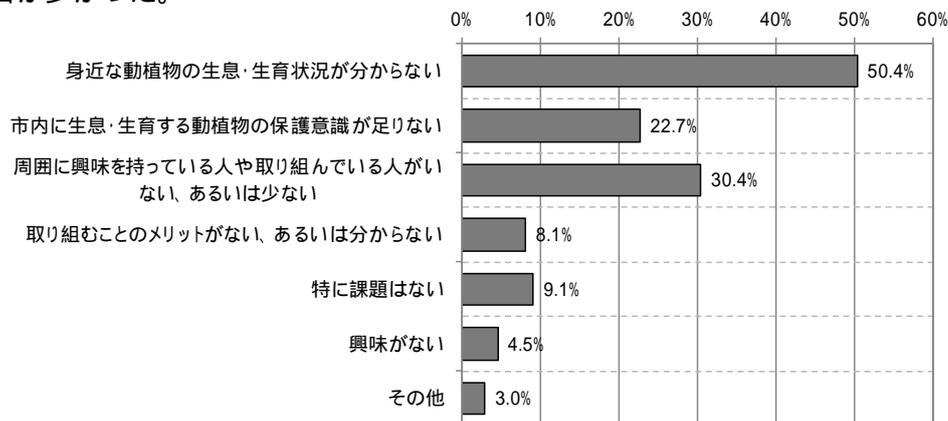


図 「動物や植物の生息・生育環境を守る」ための課題

「自然の景観、まちなみを守る」ための課題

「地域清掃など美化活動の機会がない、あるいは少ない」と回答した割合が最も多く、次いで「特に課題はない」と回答した割合が多かった。

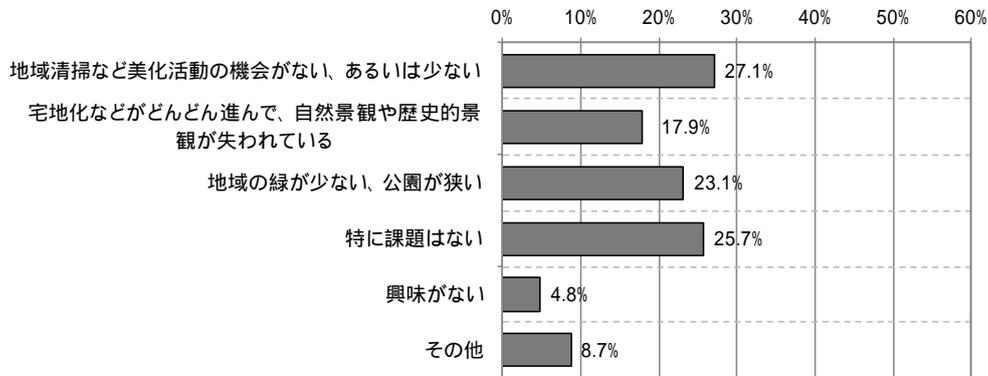


図 「自然の景観、まちなみを守る」ための課題

「きれいな空気や静かなまちで暮らす」ための課題

「特に課題はない」と回答した割合が最も多く、課題の中では「屋外焼却行為が多い」と回答した割合が多かった。

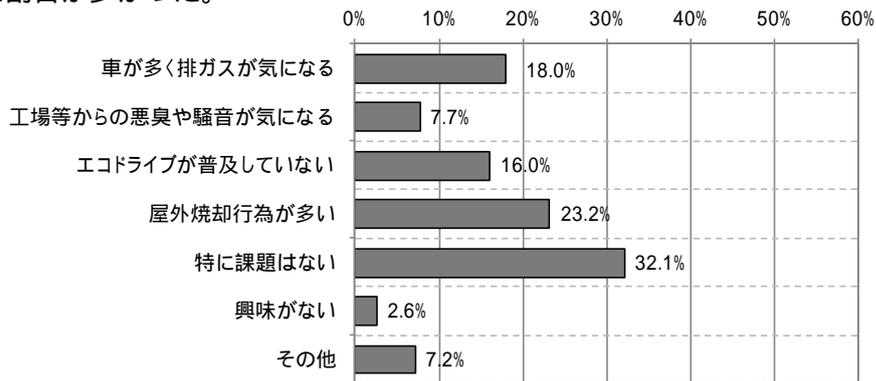


図 「きれいな空気や静かなまちで暮らす」ための課題

「川、水路などの水をきれいにする」ための課題

「ポイ捨てや不法投棄等が多い」と回答した割合が最も多く、次いで「河川や水辺にふれあう機会が少ない」と回答した割合が多かった。

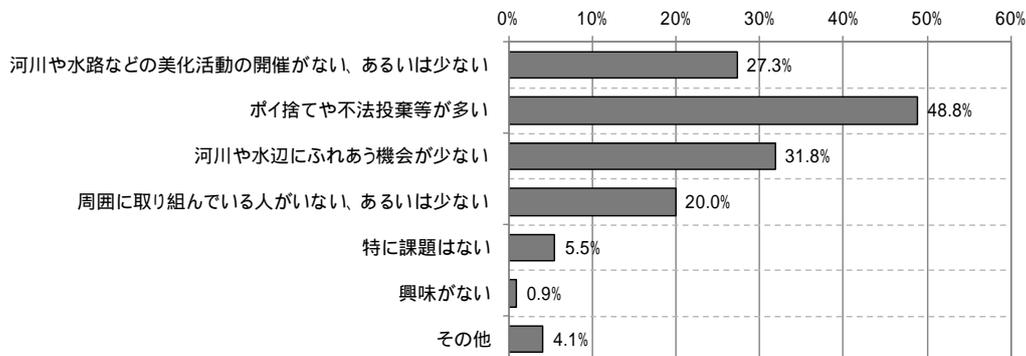


図 「川、水路などの水をきれいにする」ための課題

「地下水や湧き水の豊かさを維持する」ための課題

「地域にある湧き水の場所がわからない」と回答した割合が最も多く、次いで「湧き水を利用する機会がない、あるいは少ない」と回答した割合が多かった。

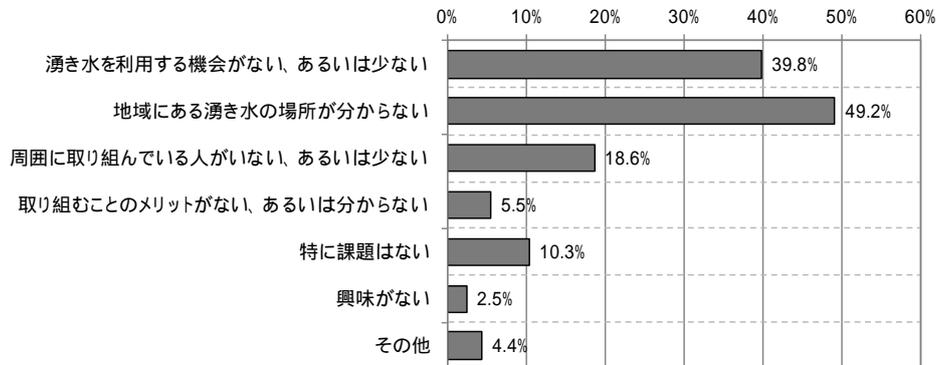


図 「地下水や湧き水の豊かさを維持する」ための課題

「都市空間を確保する」ための課題

「空き地の雑草や枝木が管理されず、隣地・道路に影響を与えている」と回答した割合が最も多く、次いで「歩道が確保されていない」と回答した割合が多かった。

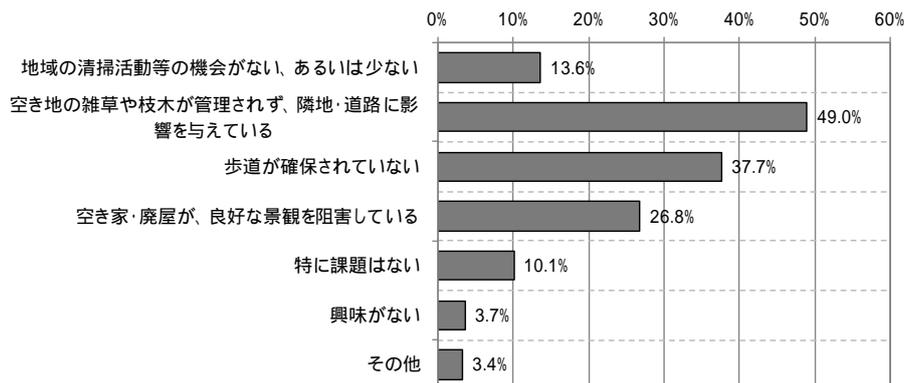


図 「都市空間を確保する」ための課題

「ごみの分別や資源のリサイクルをより進める」ための課題

「資源物の集団回収などのリサイクル活動の機会がない、あるいは少ない」と回答した割合が最も多く、次いで「特に課題はない」と回答した割合が多かった。

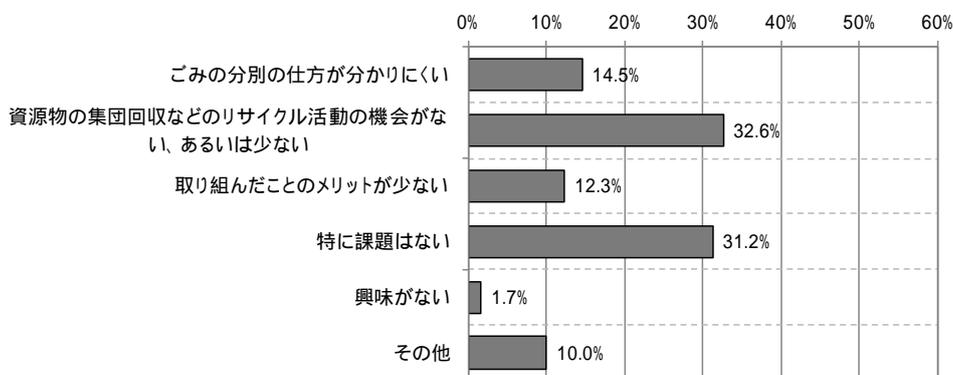


図 「ごみの分別や資源のリサイクルをより進める」ための課題

「太陽光等の新エネルギーを普及させる」ための課題

「設備導入にかかる初期投資が高く、経済的メリットが分からない」と回答した割合が最も多く、次いで「設置に関する補助金制度等が周知されていない」と回答した割合が多かった。

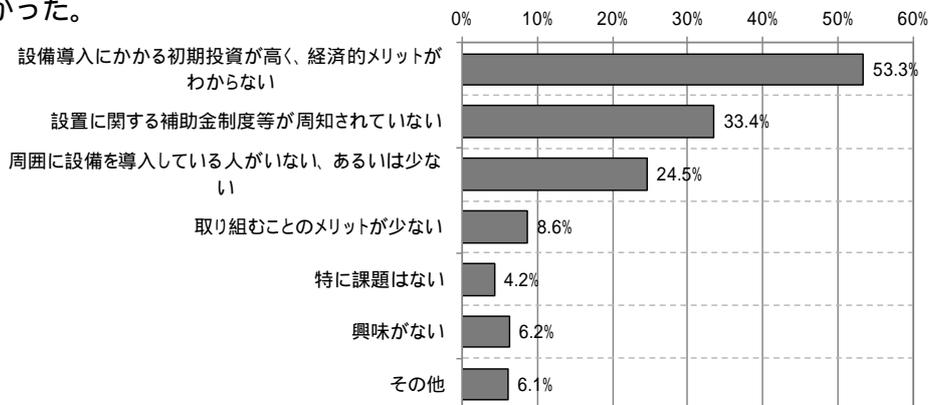


図 「太陽光等の新エネルギーを普及させる」ための課題

「環境教育を普及させる」ための課題

「指導者がいない、あるいは誰に頼めばいいか分からない」と回答した割合が最も多く、次いで「大人の勉強の場(セミナー等の開催)がない、あるいは少ない」と回答した割合が多かった。

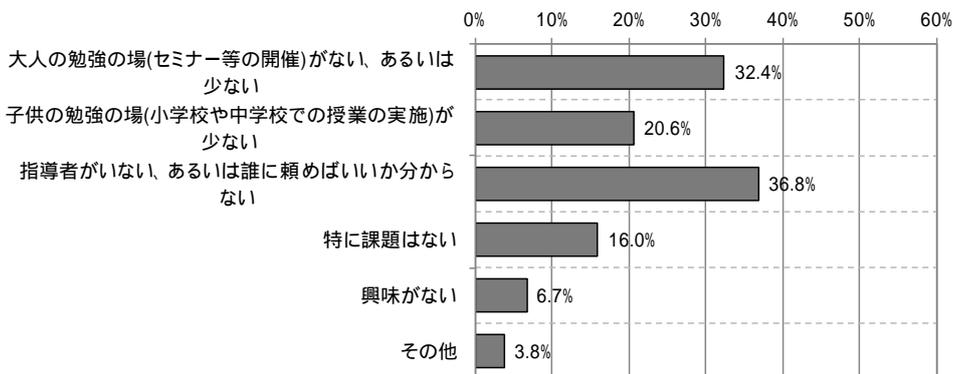


図 「環境教育を普及させる」ための課題

「環境に関する情報を得る」ための課題

「“環境に関する情報”というのがよく分からない、分かりにくい」と回答した割合が最も多く、次いで「どこに情報があるかが分からない」と回答した割合が多かった。

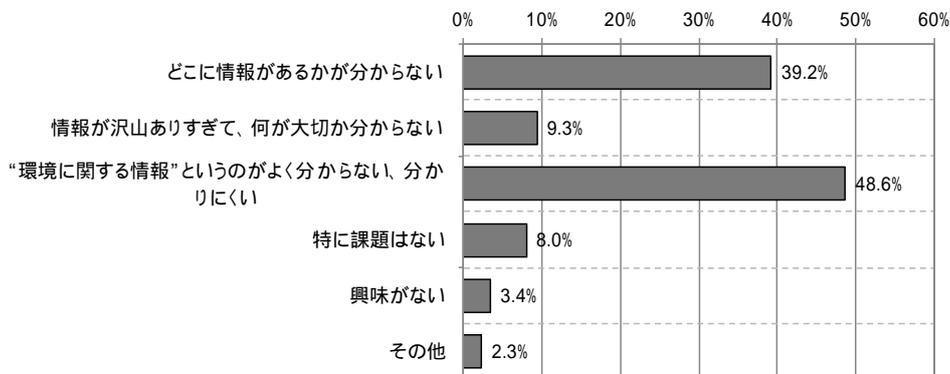


図 「環境に関する情報を得る」ための課題

(2) 市全体の環境への取組状況の課題に関する意見（自由記述）

不法投棄や野焼きに対する指導強化や、清掃活動等「ごみ問題」に言及した意見が多く寄せられた。

ごみ問題の他にも、川の水をきれいにしてほしい等「水質」に言及した意見や、荒廃した山林の手入れをしてほしい等「緑環境」に言及した意見、歩道の整備等「道路環境」に言及した意見等が寄せられた。

(3) 重要と考える市の環境施策

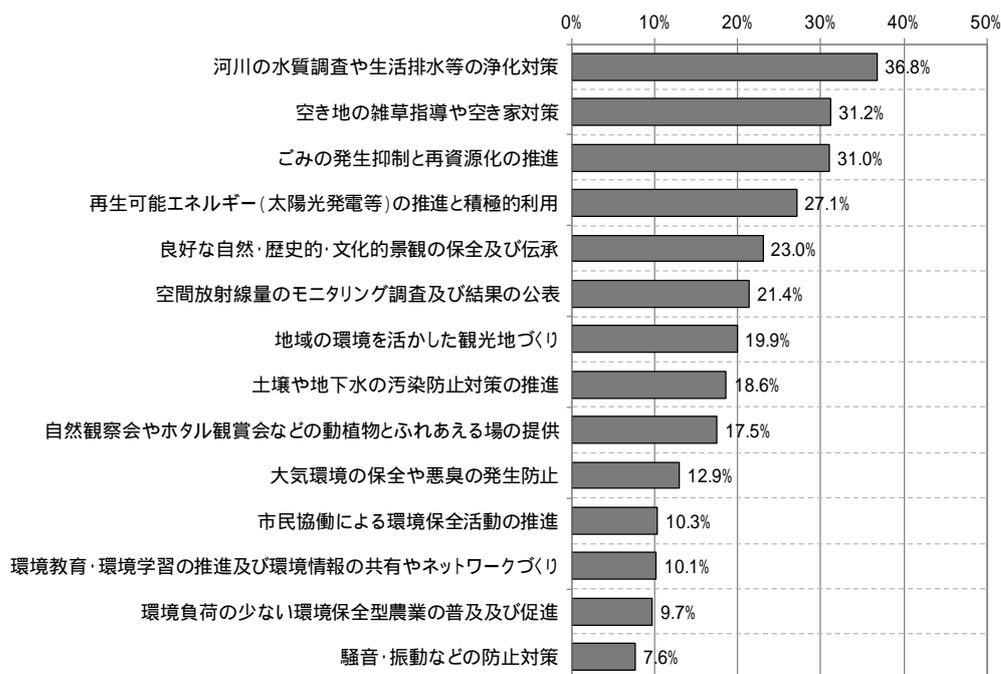


図 重要と考える市の環境施策（本編より再掲）

《事業者アンケート》

問2 エネルギー問題に対する考え方

「節電など省エネルギーに努める」と回答した割合が多かった。

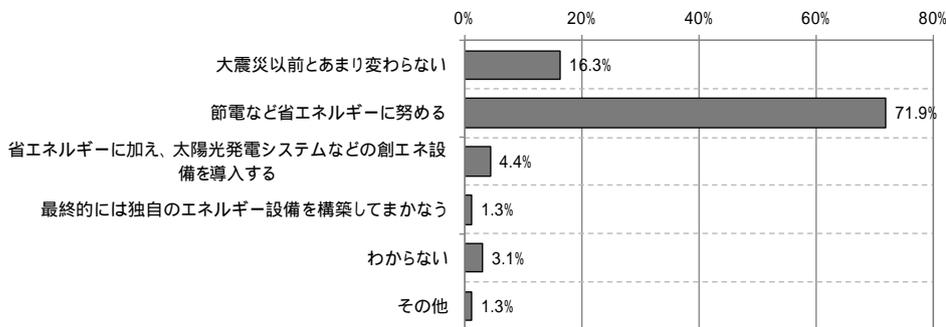


図 エネルギー問題に対する考え方

問3 事業活動における環境への取組

(1) 事業活動における環境への取組状況

実施していると回答した割合が最も多かったのは「敷地内および周辺の清掃、美化、緑化」で、次いで「ごみの分別・減量化」であった。

表 事業活動における環境への取組状況

	実施している	実施していないが計画している	実施していないし予定もない	該当しない	無回答
敷地内および周辺の清掃、美化、緑化	84.4%	6.9%	2.5%	1.9%	4.4%
ごみの分別・減量化	79.4%	7.5%	4.4%	5.0%	3.8%
産業廃棄物の適正処理	73.1%	1.9%	1.3%	18.8%	5.0%
節電等の省エネルギー対策への取り組み	72.5%	8.1%	12.5%	2.5%	4.4%
印刷、コピー、事務用品等の削減	65.6%	10.0%	12.5%	6.3%	5.6%
エコドライブの実施	52.5%	11.3%	15.0%	15.0%	6.3%
周辺との風景・景観の調和への配慮	48.8%	14.4%	16.3%	13.8%	6.9%
自社の廃製品、容器包装等の回収・リサイクル	43.8%	4.4%	13.1%	32.5%	6.3%
省エネルギー型の設備・低燃費車などへの転換	41.3%	24.4%	21.3%	8.8%	4.4%
地域の清掃活動など社会貢献活動の実施	40.6%	23.8%	20.6%	5.0%	10.0%
使用済み原材料や副産物の有効利用	38.8%	11.9%	10.0%	32.5%	6.9%
地元で生産したもの（野菜や木材等）の利用	38.8%	6.9%	5.6%	41.9%	6.9%
騒音・振動・悪臭の低減	36.9%	8.1%	6.9%	40.6%	7.5%
商品梱包の簡素化	35.6%	8.1%	8.1%	41.9%	6.3%
従業員に対する環境教育の実施	25.6%	21.3%	26.3%	19.4%	7.5%
有害化学物質や汚染の排出抑制	22.5%	5.0%	6.3%	57.5%	8.8%
環境組織や環境管理人員などの配置	6.3%	6.3%	28.1%	50.6%	8.8%
環境マネジメントシステムの導入	5.0%	8.1%	55.0%	21.3%	10.6%
環境に関する情報の消費者への公開	4.4%	7.5%	24.4%	54.4%	9.4%
開発事業等における環境予測評価の実施	3.8%	6.3%	28.8%	51.3%	10.0%
環境に関する研究・技術開発の実施	3.8%	8.1%	25.0%	55.0%	8.1%
太陽光や風力発電等の再生可能エネルギーの活用	3.1%	15.0%	60.0%	16.3%	5.6%

(2) その他に実施あるいは検討している取組（自由記述）

エコマーク製品等の優先的な購入
地元の野菜等の優先的な使用
完全エネルギー自立型の施設を検討中
食品残渣の有効利用をしてくれる取引先を探し中
等の意見が寄せられた。

(3) 環境への取組にあたっての課題

「取り組むためのノウハウが不足している」、「環境に関する取り組みに対して予算が少ない」、「取り組みにかけられる時間」と回答した割合がほぼ同程度であった。

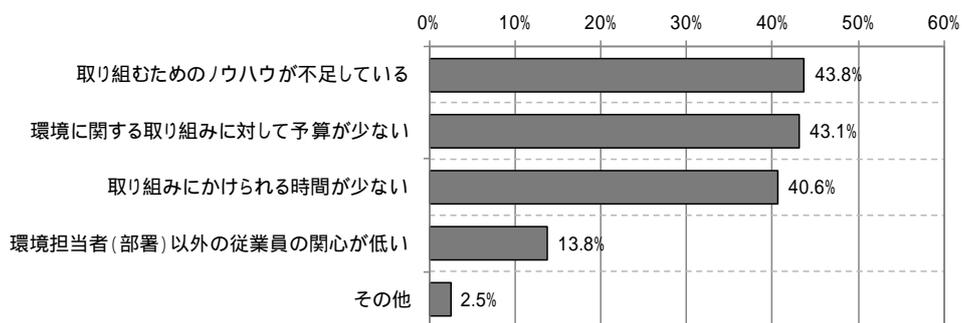


図 環境への取組にあたっての課題

(4) 企業の環境への取組と企業活動のあり方

「環境への取り組みは社会貢献の一つであると考えている」と回答した割合が、最も多かった。

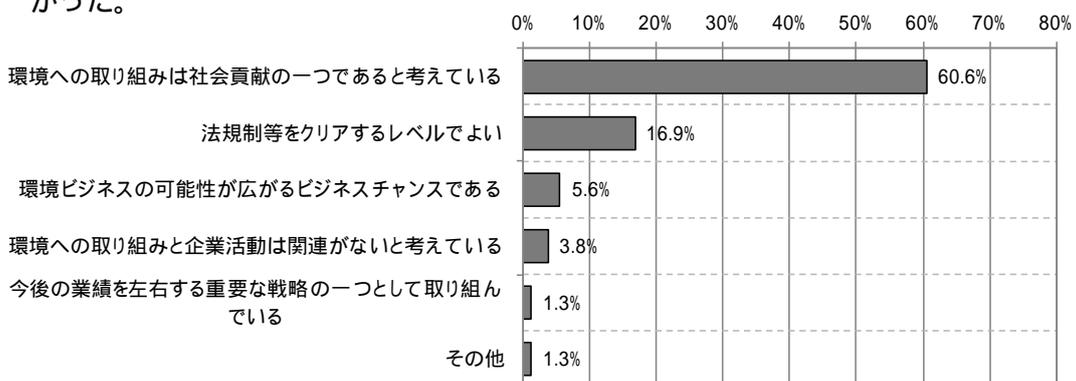


図 企業の環境への取組と企業活動のあり方

(5) 環境に関する市民や市民団体との取組

「清掃活動等における共同実施」と回答した割合が最も多く、次いで「環境保全のための取り組みはしていない」と回答した割合が多かった。

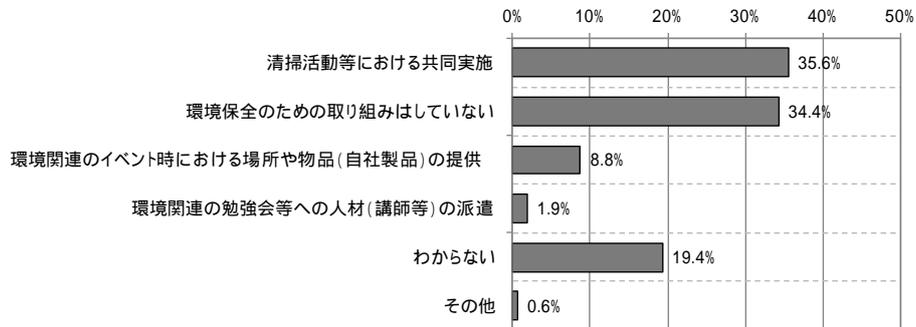


図 環境に関する市民や市民団体との取組

(6) 環境に関する市民や市民団体との今後の取組

「機会があれば協力していきたい」と回答した割合が最も多かった。

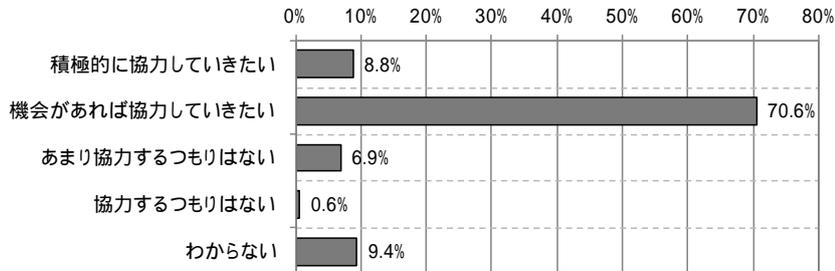


図 環境に関する市民や市民団体との今後の取組

(7) 環境に関する市民や市民団体との今後の取組についての選択理由

【「積極的に協力していきたい」回答者の選択理由】

地域社会に貢献したい。

企業も地域社会の一員として「地域社会へ投資」すべきものと考え、地域力の強化に貢献するため

等の意見が寄せられた。

【「機会があれば協力していきたい」回答者の選択理由】

事業所として協力する場合、会社の休日や、時間外の活動となると強制は出来ない。

地域社会の一員として協力すべきと思うが時間に余裕がない。

等の意見が寄せられた。

【「あまり協力するつもりはない」回答者の選択理由】

企業としても個人としても、あたりまえのことをこれまで通りに行けばよいと思う。

小さな企業なので、余裕がない。

等の意見が寄せられた。

問4 市の環境施策について

(1) 行政に対する要望

「省エネ設備などの環境保全のための助成・融資制度の確立」と回答した割合が最も多くで、次いで「上下水道等の都市基盤の整備」と回答した割合が多かった。

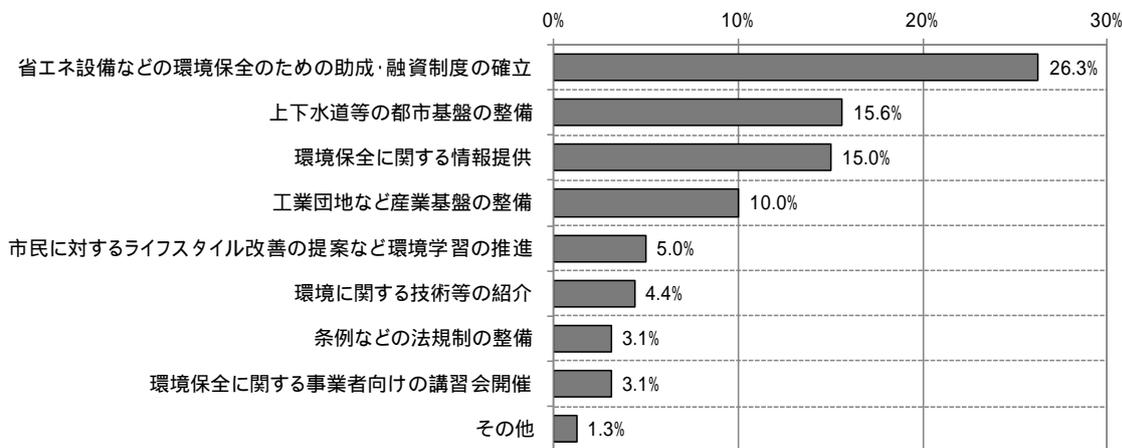


図 行政に対する要望

(2) 重要と考える環境施策

「再生可能エネルギー（太陽光発電等）の推進と積極的利用」と回答した割合が最も多くで、次いで「ごみの発生抑制と再資源化の推進」と回答した割合が多かった。

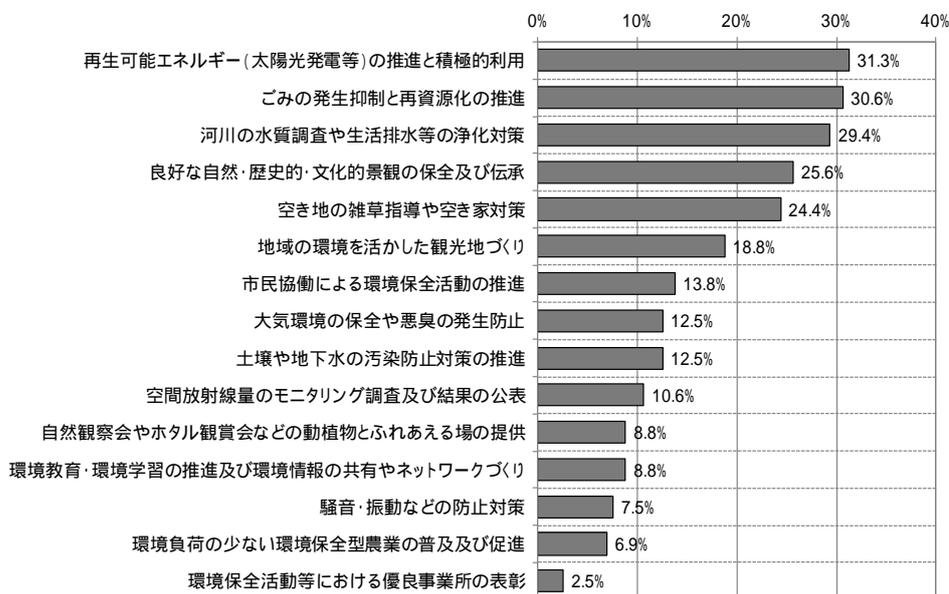


図 重要と考える環境施策

問5 自由意見

アドバイスしてくれる人が欲しいといった「情報提供」に関する意見や、小水力発電を導入すべきといった「再生可能エネルギー」に関する意見等、多くの意見が寄せられた。

《市民団体アンケート》

問2 活動について

(1) 活動内容

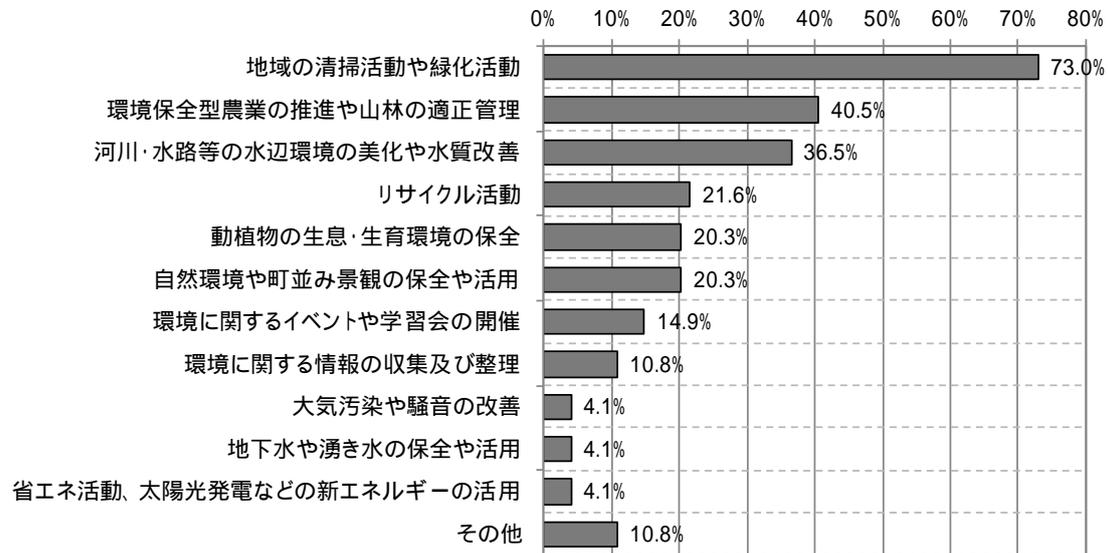


図 活動内容（本編より再掲）

(4) 関心のある環境問題

「国境を越えるような広域的な環境問題(酸性雨、PM2.5、産業廃棄物投棄等)」と回答した割合が最も多くで、次いで「地球環境問題(地球温暖化、二酸化炭素の排出抑制、オゾン層の破壊等)」と回答した割合が多かった。

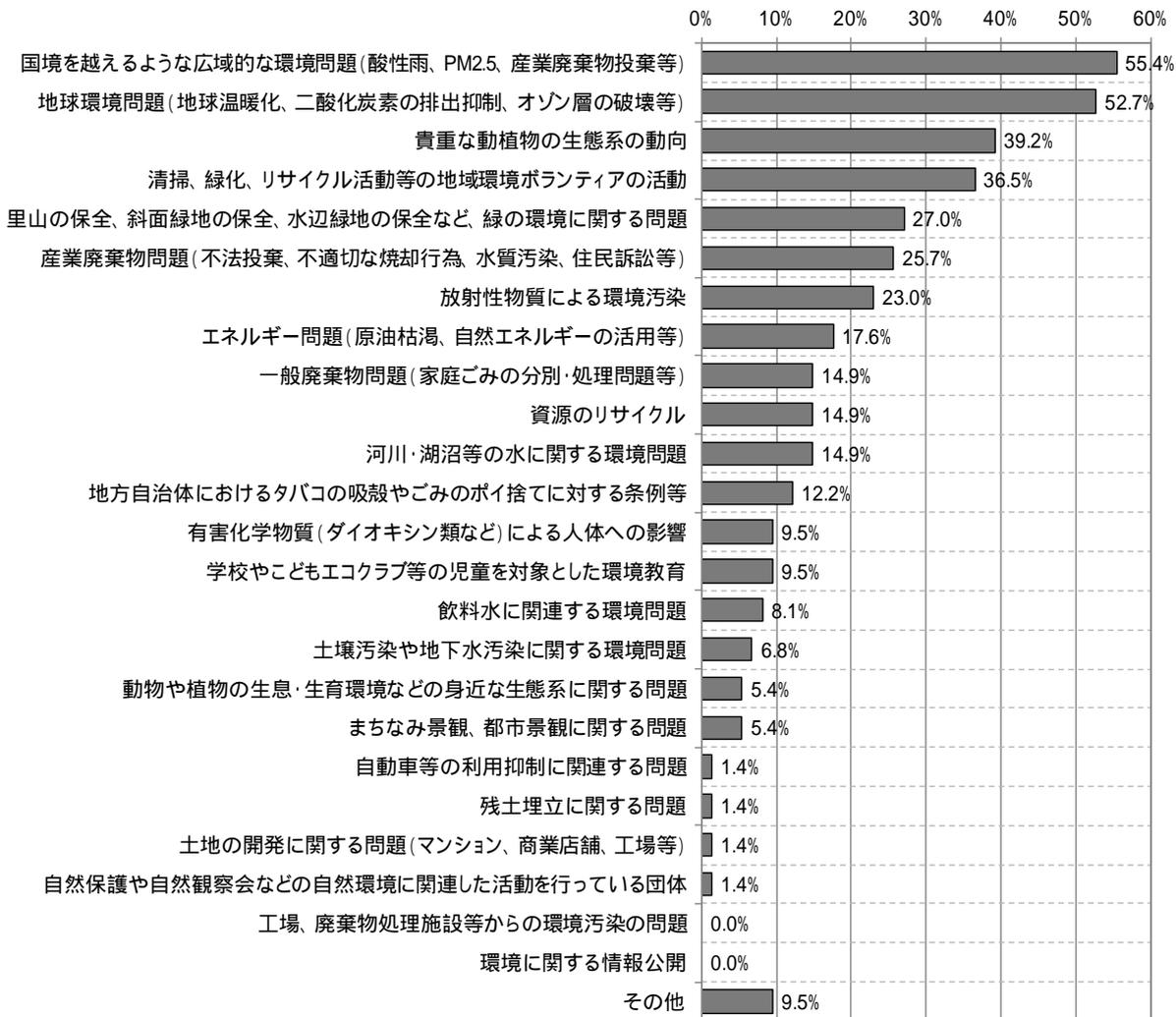


図 関心のある環境問題

(5) 取組を行っていく上での課題

「構成員(メンバー)の高齢化」と回答した割合が最も多くで、次いで「活動する上での人材不足」と回答した割合が多かった。

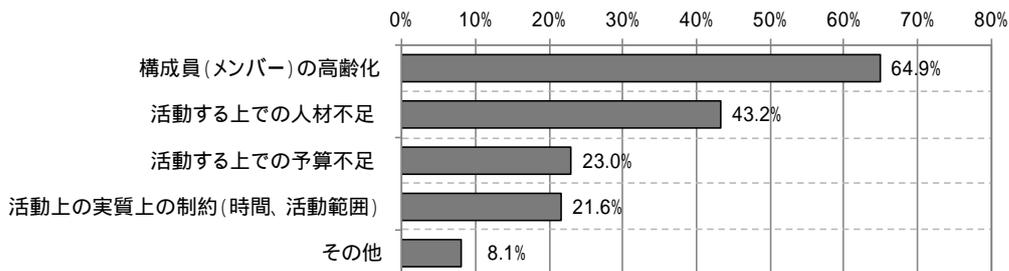


図 取組を行っていく上での課題

問3 香取市の環境の課題について

「豊かな自然（森林や農地等）を守る」ための課題

「農林業の後継者が不足している」と回答した割合が最も多く、次いで「土地所有者の保全意識が低下している」と回答した割合が多かった。

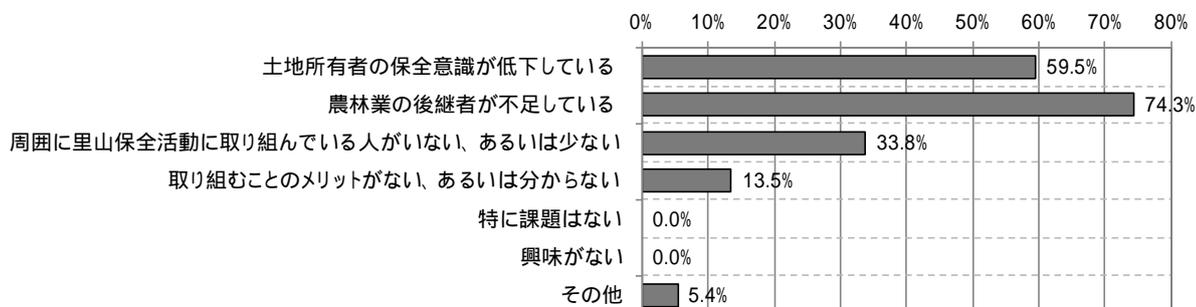


図 「豊かな自然（森林や農地等）を守る」ための課題

「動物や植物の生息・生育環境を守る」ための課題

「身近な動植物の生息・生育状況が分からない」、「市内に生息・生育する動植物の保護意識が足りない」、「周囲に興味を持っている人や取り組んでいる人がいない、あるいは少ない」と回答した割合が同程度であった。

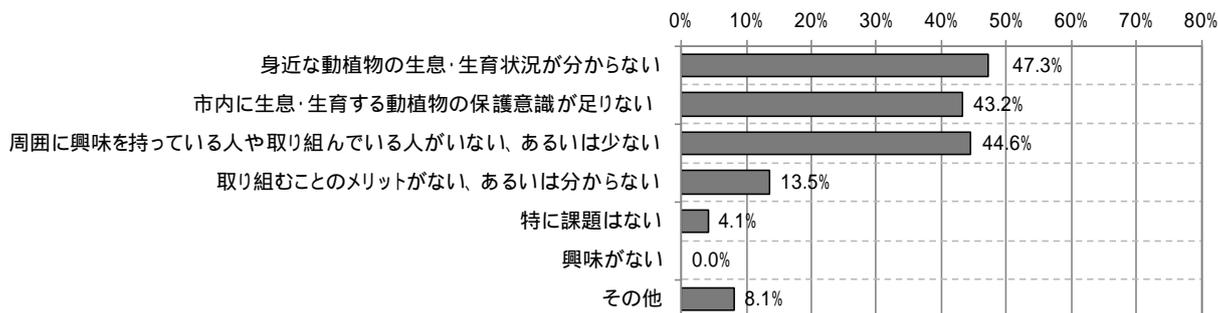


図 「動物や植物の生息・生育環境を守る」ための課題

「自然の景観、まちなみを守る」ための課題

「地域清掃など美化活動の機会がない、あるいは少ない」と回答した割合が最も多かった。

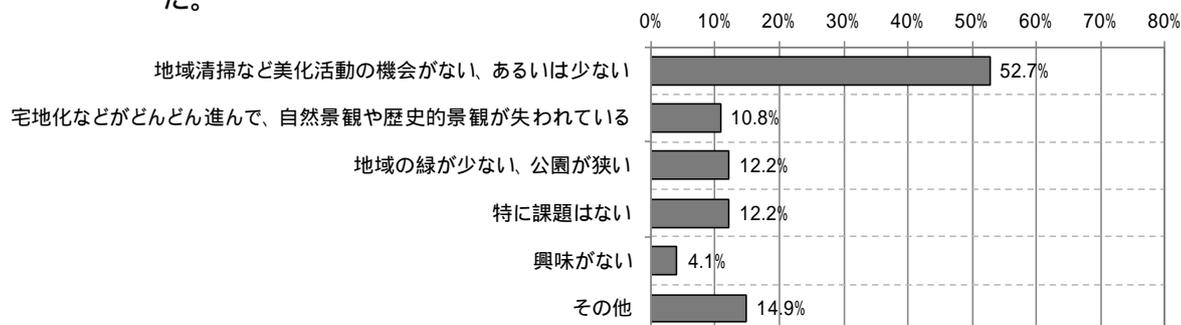


図 「自然の景観、まちなみを守る」ための課題

「きれいな空気や静かなまちで暮らす」ための課題

「特に課題はない」と回答した割合が最も多く、課題の中では「車が多く排ガスが気になる」と回答した割合が多かった。

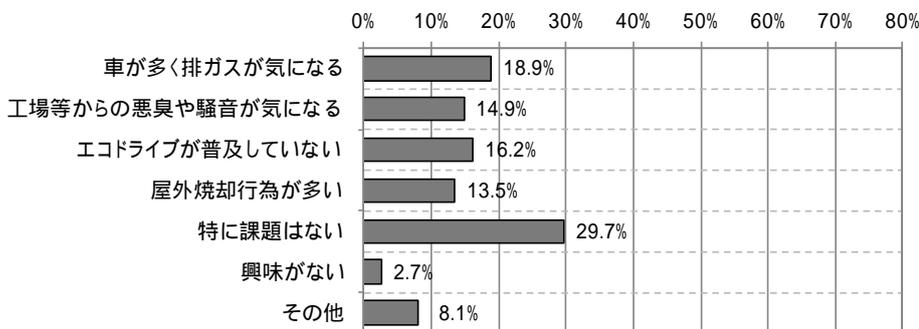


図 「きれいな空気や静かなまちで暮らす」ための課題

「川、水路などの水をきれいにする」ための課題

「ポイ捨てや不法投棄等が多い」と回答した割合が最も多く、次いで「河川や水路などの美化活動の開催がない、あるいは少ない」「周囲に取り組んでいる人がいない、あるいは少ない」と回答した割合が多かった。

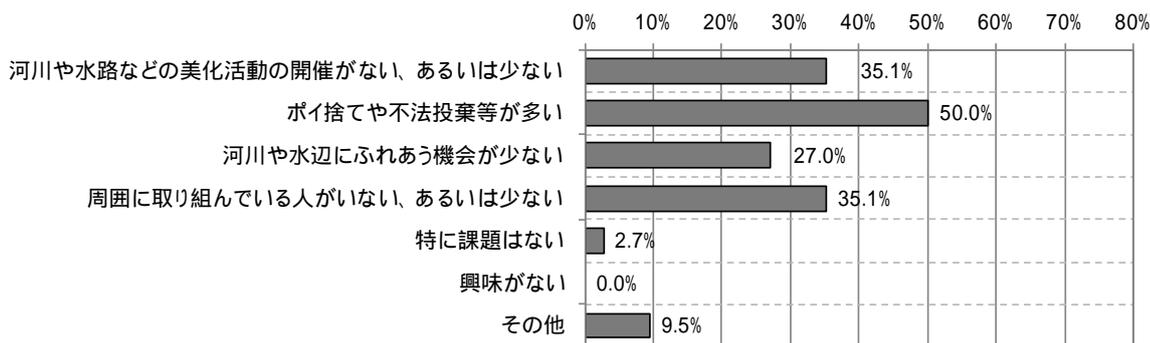


図 「川、水路などの水をきれいにする」ための課題

「地下水や湧き水の豊かさを維持する」ための課題

「湧き水を利用する機会がない、あるいは少ない」と回答した割合が最も多く、次いで「地域にある湧き水の場所がわからない」と回答した割合が多かった。

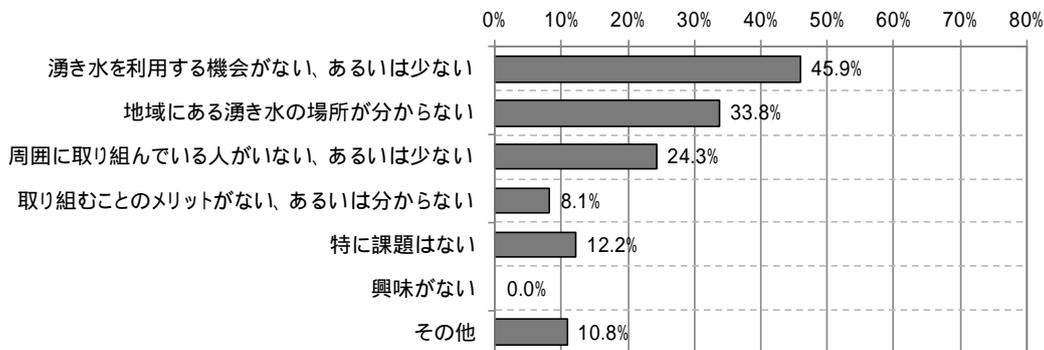


図 「地下水や湧き水の豊かさを維持する」ための課題

「都市空間を確保する」ための課題

「空き地の雑草や枝木が管理されず、隣地・道路に影響を与えている」と回答した割合が最も多く、次いで「歩道が確保されていない」と回答した割合が多かった。

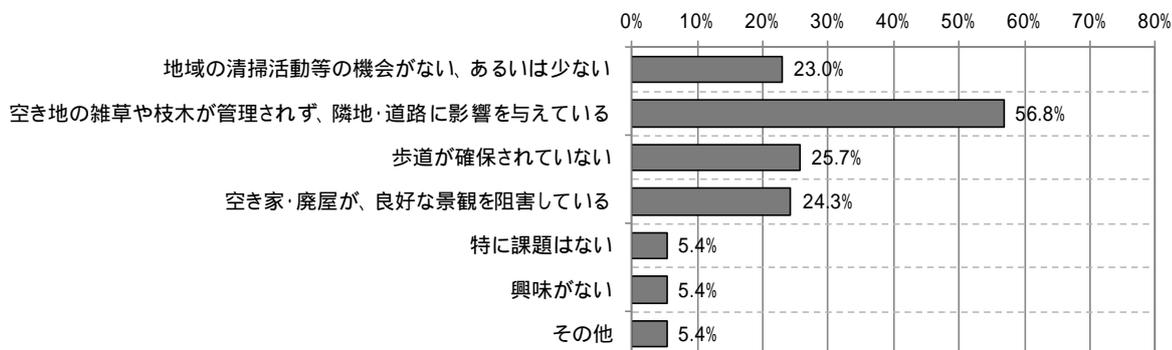


図 「都市空間を確保する」ための課題

「ごみの分別や資源のリサイクルをより進める」ための課題

「資源物の集団回収などのリサイクル活動の機会がない、あるいは少ない」と回答した割合が最も多く、次いで「ごみの分別の仕方が分かりにくい」と回答した割合が多かった。

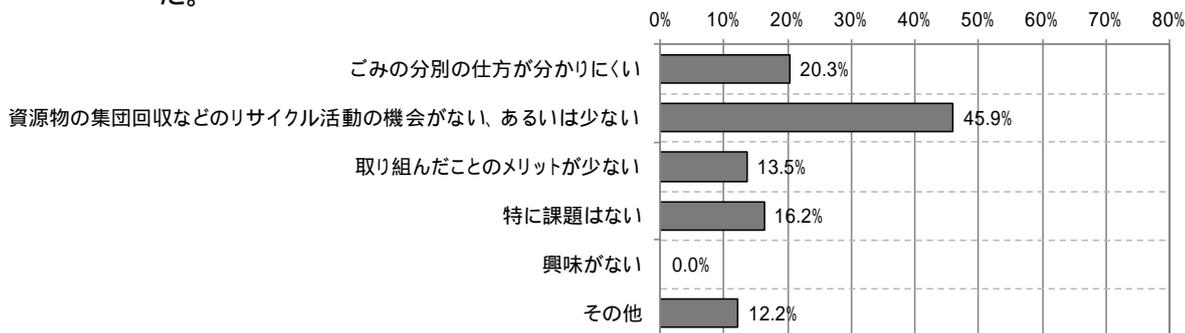


図 「ごみの分別や資源のリサイクルをより進める」ための課題

「太陽光等の新エネルギーを普及させる」ための課題

「設備導入にかかる初期投資が高く、経済的メリットが分からない」と回答した割合が最も多く、次いで「設置に関する補助金制度等が周知されていない」と回答した割合が多かった。

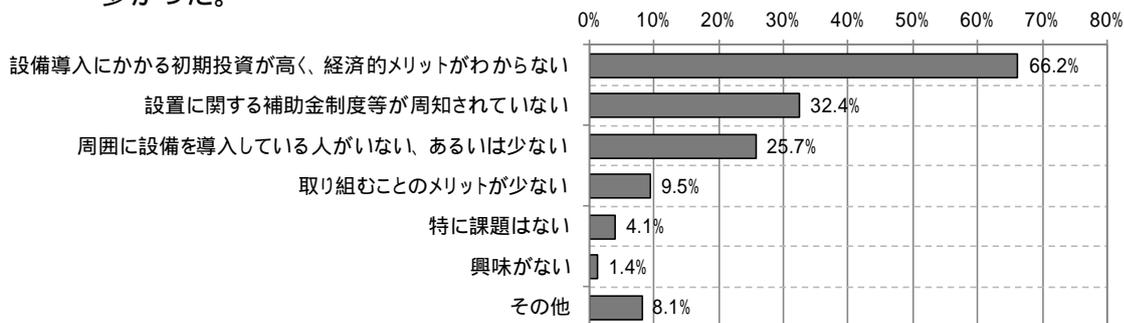


図 「太陽光等の新エネルギーを普及させる」ための課題

「環境教育を普及させる」ための課題

「大人の勉強の場(セミナー等の開催)がない、あるいは少ない」と回答した割合が最も多く、次いで「指導者がいない、あるいは誰に頼めばいいかわからない」と回答した割合が多かった。

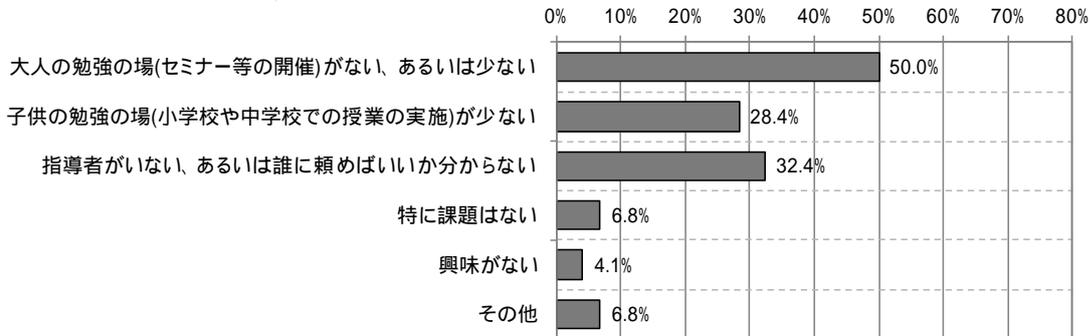


図 「環境教育を普及させる」ための課題

「環境に関する情報を得る」ための課題

「環境に関する情報というのがよくわからない、分かりにくい」と回答した割合が最も多く、次いで「どこに情報があるかわからない」と回答した割合が多かった。

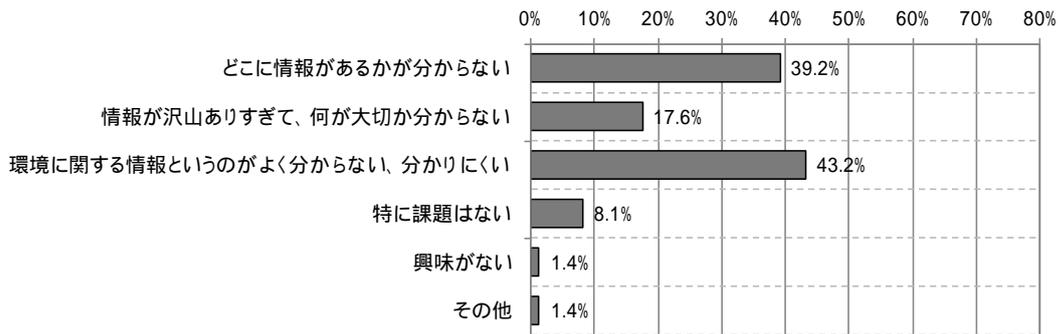


図 「環境に関する情報を得る」ための課題

問4 市や事業者との協働について

(1) 環境に関する市民や事業者との取組

「清掃活動等における共同実施」と回答した割合が最も多く、次いで「市や事業者と協働した取り組みはしていない」と回答した割合が多かった。

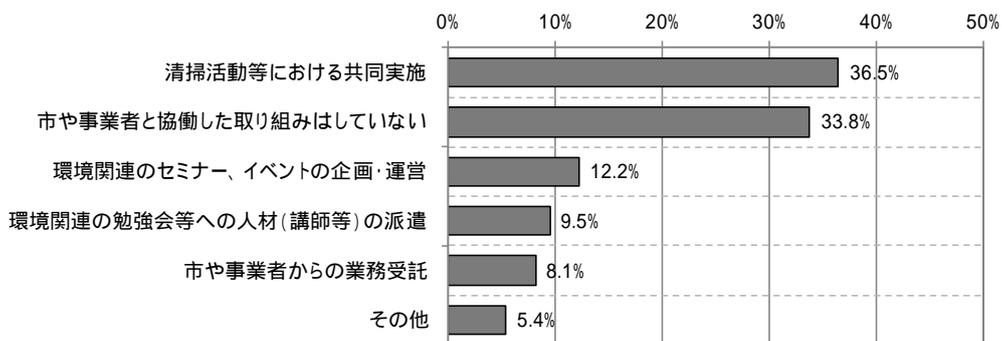


図 環境に関する市民や事業者との取組

(2) 環境に関する市民や事業者との今後の取組

「機会があれば協力していきたい」と回答した割合が多かった。

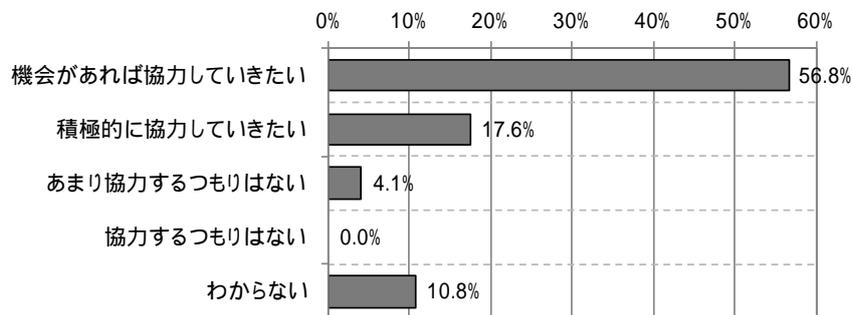


図 環境に関する市民や事業者との今後の取組

(3) 市民、市、事業者に期待すること

【市民に期待すること】

イベントに積極的に参加してほしい。

関心をもってもらいたい。

自分達の地域は自分達で守る（一番近いところ）意識を高め拡大してほしい。

等の意見が寄せられた。

【市に期待すること】

活動内容を情報発信してほしい。

共に活動してほしい。

等の意見が寄せられた。

【事業者に期待すること】

イベント時における場所や物品の提供をしてほしい。

取り組んでいる内容を公開してもらえたら、自分達も身近に感じられると思う。

等の意見が寄せられた。

問5 自由意見

荒れた山林の手入れ、水辺環境の整備といった「自然環境の保全」に関する意見や、少子高齢化に関する意見等、多くの意見が寄せられた。

《小中学生アンケート》

問1 身のまわりの環境について

満足と回答した割合は「山や田んぼ、畑などの緑地の豊かさ」が最も多く、次いで「まちなみや景色の美しさ」が多かった。

不満と回答した割合は「川や池の水のきれいさ」が最も多く、次いで「まちのきれいさ」が多かった。

表 身のまわりの環境の満足度

	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない	無回答
山や田んぼ、畑などの緑地の豊かさ	65.2%	27.0%	3.5%	1.1%	2.5%	0.8%
まちなみや景色の美しさ	46.0%	35.8%	11.0%	2.1%	4.5%	0.5%
くらしやすいまちの静かさ	41.7%	33.8%	14.9%	3.5%	5.0%	1.1%
鳥や魚、虫などの生き物とのふれあい	40.3%	36.2%	11.9%	4.1%	6.1%	1.3%
空気のきれいさ	36.5%	40.4%	10.1%	1.9%	10.4%	0.8%
公園や遊び場などの利用のしやすさ	33.8%	34.2%	16.6%	9.9%	4.5%	1.1%
電車やバスの利用のしやすさ	27.7%	33.1%	14.5%	9.8%	14.0%	0.9%
まちなかの歩きやすさ	27.4%	35.7%	22.4%	8.4%	4.8%	1.2%
地下水やわき水の豊かさ	25.6%	31.3%	14.7%	4.8%	22.8%	0.9%
環境問題について学習する機会の多さ	23.3%	35.2%	14.6%	5.3%	20.8%	0.8%
環境問題についての情報の多さ	20.7%	36.1%	13.6%	5.1%	23.5%	1.0%
川や池の水のきれいさ	11.0%	30.8%	32.9%	19.5%	5.1%	0.8%
まちのきれいさ	10.2%	34.1%	35.5%	15.7%	3.2%	1.3%

問2 香取市の中で自分が好きな場所について

「小見川城山公園」「橋ふれあい公園」「栗山川ふれあいの里公園」等、地域によって回答は異なるが、公園と回答した割合が多かった。

問3 環境の取組状況について

(1) 環境の取組状況について

いつもしていると回答した割合は「外出したときのお弁当やおやつなどのごみは、家に持って帰る」が最も多く、次いで「テレビやピアノの音に気をつけ、周りに迷惑をかけないようにする」が多かった。

表 身のまわりの環境の満足度

	いつもしている	時々している	あまりしていない	これからしたい	無回答
外出したときのお弁当やおやつなどのごみは、家に持って帰る	69.9%	19.7%	6.5%	2.0%	1.8%
テレビやピアノの音に気をつけ、周りに迷惑をかけないようにする	50.7%	30.7%	13.7%	3.2%	1.7%
空き缶や古新聞などのリサイクルに協力する	34.7%	30.5%	22.9%	10.2%	1.7%
水や電気をむだに使わないように気をつける	31.8%	53.0%	11.1%	2.8%	1.3%
花や木を育てる	26.6%	26.8%	36.1%	9.2%	1.2%
ごみをできるだけ出さないようにする	25.9%	45.9%	21.1%	5.5%	1.5%
せいそう、美化活動に参加する	20.1%	32.6%	31.8%	13.8%	1.7%
地域や市などの行事に参加する	14.0%	24.3%	44.1%	15.9%	1.8%
家族や友達などと環境問題について話し合う	4.7%	17.1%	52.4%	24.5%	1.3%

(2) その他の環境に関する取組について

緑のカーテンをしている、今できることをやる、自由研究で取り組む等、多くの意見が寄せられた。

問4 自由記述

川をきれいにしたい、ごみが多い、違う地域に住んでいる友達を呼んで自然の中で遊びたい等、多くの意見が寄せられた。

7 用語の解説

あ行

亜硝酸性窒素

化合物のなかに亜硝酸塩として含まれている窒素のことをいいます。水中では亜硝酸イオンとして存在し、地下水汚染の原因物質の一つとされており、環境基準が設けられています。

液状化

水で飽和された砂や土などが地震によって強い刺激を受けることにより、砂や石の粒子が水中に漂っている状態になることです。固体としての性質から液体としての性質を持つようになります。

この液体のようになった地盤は、建築物を支えることができなくなり、重いビルなどは土の中に沈み込み、軽いものは逆に浮き上がって倒壊などの被害をもたらします。このような状況を防ぐ方法には、地盤を固める、地層中の水分が排水されやすいようにするなどがあります。

エコアクション21

中小企業などが容易に環境配慮の取り組みを進めることができるよう、環境マネジメントシステムや、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツールのことをいいます。平成8年(1996年)に環境省が策定したものです。平成16年(2004年)4月に環境問題に関するグリーン購入の進展など、新たな動向を踏まえて、その内容を全面的に改定しています。

エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のことをいいます。地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みです。〔グリーンツーリズム〕

エコドライブ

自動車などを運転する際に、できるだけ環境に配慮した運転をすることをいいます。

例えば、以下のものがあります。

- ・ 経済速度(一般道路では40km/h、高速道路では80km/h)で走る。
- ・ 点検整備をし、タイヤの空気圧を適正にする。
- ・ 無駄な荷物を積まない。
- ・ 空ぶかしをしない。
- ・ 急発進、急加速、急ブレーキをやめ、適切な車間距離を取る。
- ・ 早めにシフトアップする。
- ・ 渋滞を招く駐車違反をしない。
- ・ エアコンの使用を控えめにする。
- ・ 相乗りに努める。

汚水処理人口普及率

総人口に占める下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの汚水処理施設による整備人口の比率です。

オゾン層

大気中のオゾンは成層圏(約10~50km上空)に約90%存在しており、このオゾンの多い層を一般的にオゾン層といいます。成層圏オゾンは、太陽からの有害な

紫外線を吸収し、地上の生態系を保護しています。また成層圏オゾンは、紫外線を吸収するため成層圏の大気を暖める効果があり、地球の気候の形成に大きく関わっています。

温室効果ガス

大気中のCO₂やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといいます。京都議定書では、地球温暖化防止のため、CO₂、メタン、一酸化二窒素のほかHFC類、PFC類、SF₆が削減対象の温室効果ガスと定められています。

か行

外来生物

本来、その地域に分布していない生物が人為的に導入されることにより、その自然分布域を越えて生息または生育する生物のことをいいます。日本ではアメリカザリガニやブラックバス、セイタカアワダチソウなどです。これらの生物が新しい場所に適応繁殖することにより、在来生物への影響や漁業・遊魚への悪影響が懸念されています。

化学肥料・化学合成農薬

化学肥料とは、肥料のうち化学合成(化学的手段(生活現象に関連して起こる発酵、熟成等の化学変化を含まない)によって化合物及び元素を構造の新たな物質に変化させることをいう。)されたものをいいます。

化学合成農薬とは、農薬のうち有効成分が化学合成されたものをいいます。

化石燃料

石油や石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源の総称をいいます。石油はプランクトンなどが高压で変化し、石炭は植物が地中で炭化してできたものです。化石燃料の燃焼により発生する硫黄酸化物や窒素酸化物は大気汚染や酸性雨の主な原因、CO₂は地球温暖化の主な原因となっており、化石燃料使用量の削減や、化石燃料に頼らない新たなエネルギーの確保などが大きな課題となっています。

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿に加えて、台所、風呂、洗濯などからの生活排水を併せて処理することのできる浄化槽のことをいいます。し尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、水質汚濁物質の削減効果が大きく、比較的安価で容易に設置できるため、公共下水道の未整備区域などでの生活排水処理の有力な方法となっています。

香取市災害復興計画

東日本大震災からの一刻も早い完全復旧・再生を成し遂げ、香取市が安心して安全なまちとして、さらなる発展を目指すために、平成23年11月に策定したものです。

香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(通称:残土条例)

土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、平成18年3月に制定(平成25年3月に改定)したもので、本条例では500平方メートル以上3千平方メートル未満の埋立て等事業については、市の許可が必要となります。

香取市まちづくり条例

市民協働を手段として、地域における住民自治の実現を図ろうとするもので、さまざまな主体が連携して、地域課題の解決に向けて活動することによる地域コミュニティの再構築、遠くなったといわれる行政と住民の距離を縮めることにもつながるものです。「暮らしやすく人が集う豊かな地域社会を実現すること」を目的として、平成23年3月に策定したものです。

カパークロップ

作物を作らない時期に土壌浸食の防止を目的に作付けされるイネ科やマメ科などの植物のことです。

環境家計簿

地球温暖化の原因となるCO₂を減らすために、家庭から出しているCO₂の量を電気やガソリンなどの使用量から計算して求め、記録するための家計簿のことをいいます。環境家計簿は、金銭では表せないものも含め、環境に関する家庭の行動を把握するものであり、例えば、家庭の電気、ガス、水道の使用量などをCO₂排出量に換算し、毎月の総計を把握することにより、CO₂の排出量を削減する行動を実践することができ、また、家計の節約にもつながります。

環境基準

環境基本法の第16条に基づき国が定めた環境に関する基準のことをいいます。具体的には大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準のことであり、この基準は、行政上、維持されるべき環境の状態の目標値であり、直接に工場などを規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なります。

環境基本条例

地方公共団体において、その地域の特性に応じた環境施策を推進・展開するための基本理念や、市民、事業者、市などの各主体の役割、環境施策の方針などを定めた条例のことをいいます。

環境基本法

平成5年（1993年）11月に制定、施行された、公害対策基本法に代わる環境に関する分野について、国の政策の基本的な考え方や方向性を示した法律のことをいいます。具体的には、環境の保全についての基本理念や、国や、地方公共団体、事業者及び国民などの各主体の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。

環境教育・環境学習

自然の仕組みや環境問題に対する興味や関心を高め、必要な知識を与えるために行われる教育活動のことをいいます。日本では、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の第2条第3項において「環境教育」とは、環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう」と定義されています。

環境保全型農業

農業の有する物質循環機能を生かし、生産性の向上と環境への負荷の軽減に配慮した農業形態のことをいいます。具体的には、農業や化学肥料などに大きく依存しない、有機肥料の使用や無農薬、減農薬などの取り組みがあります。

環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS - Environmental Management System)とといいます。

幹線道路における自動車騒音の状況を用途地域ごとに面的に評価

面的評価とは、幹線道路に面した地域（道路端から50メートルの範囲）において、個々の建物ごとの騒音レベルを推計し、環境基準を超過する住居等の戸数の割合を算出する道路交通騒音の評価方法です。

協働

市民・事業者・市など、これまで各々が目的に応じた日常生活や事業活動などを行っていた主体が、それぞれの立場に応じた公平な役割分担のもとに、環境保全やまちづくりなどに共通の目標、理念を持ち、その実現に向けた取り組みを行う協調的な関係のことをいいます。それぞれの努力を補完して取り組みを進めることで、ばらばらに取り組む場合と比べて、大きな効果を生み出すことが期待されています。

国指定史跡

貝塚、古墳、都城跡、城跡旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもののうち、国が重要なものとして指定したものです。

国指定天然記念物

動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもののうち、国が重要なものとして指定したものです。

グリーンツーリズム

農村や漁村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことをいいます。〔エコツーリズム〕

減農薬栽培・有機栽培

化学肥料や化学合成農薬に依存しない農法のことをいいます。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物などが太陽の紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質のことで、光化学スモッグの原因となるものをいいます。粘膜への刺激、呼吸器障害といった健康への影響のほか、農作物などにも影響を与えるとされている物質です。風の弱い日にとくに発生しやすく、目がチカチカしたり、のどが痛くなったりするなど、呼吸器系皮膚粘膜への影響といった健康問題のほか、農作物などにも影響を与えています。

公共下水道

主として市街地における下水を排除し、また処理するために、地方公共団体が管理する下水道のことをいいます。その他生活系排水処理施設としては、市街地の周辺部に合併処理浄化槽があるほか、農村地帯には農業集落排水処理施設などがあります。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域のことをいいます。広義には、下水道（終末処理場のない）用水路、側溝等もこれに含まれます。

耕作放棄地

以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地のことをいいます。

国際放射線防護委員会

専門家の立場から放射線防護に関する勧告を行う非営利、非政府の国際学術組織のことで、国際放射線防護委員会が出す勧告は国際的に権威あるものとされ、国際原子力機関（IAEA）の安全基準、世界各国の放射線障害防止に関する法令の基礎にされています。

こどもエコクラブ

環境省が全国に呼びかけてスタートした、小・中学生なら誰でも参加できる環境を守る活動を自主的に行うクラブのことをいいます。20名程度の仲間と応援するサポーター（大人1名以上）が集まれば登録できます。登録は環境安全課が窓口となります。

ゴミゼロ運動

関東甲信越圏の各都県では、毎年5月30日（ゴミゼロの日）に近い日曜日を「関東地方環境美化行動の日」に定めてゴミゼロ運動を実施しており、千葉県は昭和57年度から実施しています。本市では、この趣旨に賛同し、市民やボランティア団体と協働して、地区単位で市内の空き缶等の清掃を計画しています。

さ行

再生可能エネルギー

「エネルギー源として持続的に利用することができる」と認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが法律で規定されています。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となるCO₂をほとんど排出しない優れたエネルギーです。

里山

自然地域と都市地域の間位置し、集落とその周辺の森林と農地で形成されてきた地域のことをいいます。集落を取り巻く二次林、雑木林と、それらと混在する農地、水田、ため池、草地などで構成される地域の概念です。

3R

Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）Reuse（リユース：再使用）Recycle（リサイクル：再資源化）の総称のことをいいます。具体的には、ごみの焼却などによる環境への悪影響を減らし、自然界から採取する資源の消費を抑えるため、ごみの適正な処理方法を標語に表したものです。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で規定された20種類（燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など）を産業廃棄物といえます。ここでいう事業活動には、製造業や建設業などのほか、オフィス、商店等の商業活動や、水道事業、学校等の公共的事業も含まれます。事業活動に伴って排出され

る廃棄物であっても、上記の20種類に該当しないものは一般廃棄物となります。

次世代自動車

日本政府は運輸部門からのCO₂削減のため、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等を「次世代自動車」と定め、2020年までに新車乗用車の2台に1台の割合で導入する目標を掲げています。

シーベルト

人体が放射線を受けた時、その影響の度合いを測る物差しとして使われる単位です。シーベルトで表されているときには、被ばくの状態や放射線の種類などのさまざまな条件にかかわらず、一律に“影響の大きさ”を考慮した放射線量として表されています。このとき、影響の大きさは確率的影響であるがんと遺伝性影響についてだけ考えています。

遮音壁

直達音を遮断し、減音をはかるものです。材質はコンクリート、木材、合成樹脂性、金属などがあります。

車載型放射線測定器

自動車の車内に設置した放射線計測器を用いて、道路上を走行しながら空間線量率を測定するものです。

住民自治協議会

小学校区程度で住民が自発的に設ける住民自治組織のことをいいます。

循環型社会形成推進地域計画

平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間を計画期間としたもので、一般廃棄物の処理について、市全域をカバーしてごみの減量化や再資源化を促進するためのリサイクル拠点施設（ストックヤード併設）を整備すること、下水道の整備や合併浄化槽の普及を推進することとしています。

省エネルギー

エネルギー使用の無駄を減らすことや、エネルギーの効率的利用を進めることにより、エネルギーの使用量を減らすことをいいます。地球温暖化はエネルギー使用に伴って発生するCO₂が主な原因となっています。

硝酸性窒素

窒素化合物のうち硝酸性塩のことをいいます。水中では硝酸イオンとして存在し、肥料、家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化したものです。地下水汚染の原因物質の一つとされており、環境基準が設けられています。

振動規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する振動の規制及び自動車振動の許容限度を定めるために制定された法律のことをいいます。

水源かん養

豪雨時における河川の増水量（直接流出量）を軽減させるとともに、無降雨時の基底流出量を安定的に供給する作用のことをいいます。

ステーション方式

ゴミの回収方式です。あらかじめ決められたルートを集積車が通過し、そのルート上にゴミを排出し回収を行う戸別収集に近い「ルート収集方式」に対して、決められたゴミ集積所で回収する方式です。

生活排水処理人口普及率

污水処理人口普及率と同様です。

生物化学的酸素要求量（BOD）

水の汚染を表す指標の一つです。水中の有機物が微生物により酸化分解されるときに必要な酸素の量を示します。

騒音規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する騒音の規制及び自動車騒音の許容限度を定めるために制定された法律のことをいいます。

総合計画

まちづくりについて、目指すべき将来都市像を掲げ、その実現に向けた具体的な方向性を示すものです。時代・環境の変化や市民ニーズに的確に対応し、地域の個性や資源を活かしながら、早期に一体性の醸成を図っていくため、新市建設計画の理念を継承しつつ、新たな視点と発想に立ち、市民の参画を得ながら、まちづくりの指針として平成 20 年 3 月に策定後、後期基本計画を平成 25 年 3 月に策定しています。

た行

滞在型市民農園

一般に市民農園とは、サラリーマン家庭や都市の住民の方々がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のことをいい、滞在型市民農園は農村に滞在しながら、農園を利用するものです。

太陽光発電設備の導入によるCO₂年間削減量

算出方法：CO₂年間削減量 = 年間平均日射量（3.87kwh/m²・日）× 総出力 × 365 日 × システム効率（0.75）× CO₂排出係数（代替値：0.559kg/CO₂/kwh）

単独処理浄化槽

し尿のみを処理し、生活雑排水（台所や洗濯、風呂などの排水）は未処理のまま流してしまう浄化槽のことです。身近な水路や川、海などのよごれの原因となります。一方で、合併処理浄化槽は、し尿だけでなく、生活雑排水の両方を処理するため、し尿だけを処理する単独処理浄化槽と比べて、生活排水のよごれを大幅に少なくすることができます。そのため、浄化槽法では、平成 12 年 6 月の改正で、合併処理浄化槽のみを浄化槽とし、すでに設置されている単独処理浄化槽は合併処理浄化槽への転換に努めるものとされました。

地球温暖化

大気中の CO₂ などの温室効果ガスの増加により、地球の気温が高まる現象のことをいいます。気温の上昇に伴う地球環境への影響として、海面水位の上昇による陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響などが考えられています。

ちばエコ農産物

環境にやさしい農業により生産される安心安全な農作物のことで、千葉県では一定の基準を満たすものを認証しています。

千葉県里山条例

里山の保全・整備は、長い間土地所有者のみに委ねられてきましたが、環境の世紀を向かえ、適正な役割分担の下に県民全てがこれに関わるとともに、余暇や教育に係る活動の場等として里山の活用を進めることにより、人と里山との新たな関係を構築し、豊かな里山を次の世代に引き継ぐことを目的とし、千葉県では「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」を平成 15 年 5 月に施行しました。

注意喚起のための暫定的な指針値

現時点までに得られている疫学知見を考慮して、健康影響が出現する可能性が高くなると予測される濃度水準を、法令等に基づかない「注意喚起のための暫定的な指針となる値」として定めるとともに、暫定的な指針となる値を超えた場合の対応措置、注意喚起の判断方法等を示したものです。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とし、平成 14 年 7 月に策定された法律です。

低燃費・低公害車

低公害車は、既存のガソリン自動車やディーゼル自動車に比べ、窒素酸化物や CO₂ などの排出量の少ない自動車のことをいいます。2001 年に定められた「低公害車開発普及アクションプラン」では、「低燃費かつ低排出ガス認定車」も低公害車に加えられています。日本では、電気自動車、圧縮天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車等が実用化されています。

出前講座

「香取市まちづくり出前講座」のことです。市民の要望に応じて職員が出向き、市の施策や事業などについて説明することにより、市民の市政への理解や関心を深めるとともに、市民協働のまちづくりを推進していくことを目的としています。

電気自動車

ガソリン自動車はガソリンをエンジンで燃焼させ、車を駆動させるのに対して、電気自動車は電動モーターで車を駆動させます。走行中に CO₂ や排気ガスを出さないため、地球環境問題（大気汚染防止）に役立ちます。

伝統的建造物群保存地区

周辺の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（伝統的建造物群）が存在する地区で、その地区全体を保存するために市町村が指定した地区のことをいいます。文化財保護法で規定される文化財の一種です。

トリクロロエチレン

揮発性有機塩素化合物の1種で無色透明な液体のことをいいます。主な用途としては、ドライクリーニング用洗浄剤、金属機械部品のなどの脱油洗浄、香料などの抽出、塗料の溶剤などがあります。人体への影響として、肝機能障害、腎機能障害、中枢神経障害が知られています。

な行

二酸化炭素 (CO₂)

地球温暖化に及ぼす影響がもっとも大きな温室効果ガスです。人間活動に伴う化石燃料の消費、セメント生産、森林破壊などの土地利用の変化などにより、大気中のCO₂濃度は増加しています。

二酸化窒素

窒素と酸素の化合物で、主として重油、ガソリン、石炭などの燃焼によって発生する気体のことをいいます。主な発生源としては、自動車や工場からの排出ガスがあり、大気汚染物質として呼吸器系に対する有害性が知られています。酸性雨や光化学オキシダントの原因ともなっており、環境基準を定めています。窒素酸化物(N₂O、NO、NO₂)をまとめてノックス(NO_x)と呼ばれています。

農業集落排水施設

農業振興地域における生活排水処理施設のことをいいます。農村では小さい集落が分散していることが多いため、下水道よりも小さい規模で、数集落単位で汚水を集め、処理することができる施設です。農業用排水の水質保全や、トイレの水洗化など生活環境を改善するために設置されています。

は行

バイオマス

バイオマスとは、動植物の体のことをいいます。動植物の体は植物の光合成により大気中からCO₂を吸収してできたものなので、動植物を燃やしたときに排出されるCO₂は自然の循環の一部とみなされています。そのため、地球温暖化の原因とならない再生可能でクリーンなエネルギーとして、バイオマスの利用が注目されています。具体例として、廃木材や間伐材の利用などがあり、木炭などもバイオマスの一種です。

バイオマスタウン

域内において、広く地域の関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われているか、あるいは今後行われることが見込まれる地域のことです。

ハイブリッド車

異なる複数の動力源(エンジンとモータなど)を搭載し、それぞれの利点を組み合わせて走行することにより、省エネルギーと低公害を実現する自動車です。

パブリックコメント

行政などが政策立案にあたり、広く市民に素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して意思決定を行う制度です。

ビオトープ

湖沼、湿地、雑木林などの、ある程度まとまりのある自然環境のことをいい、また、野生生物の生息のために人

工的に作り出された環境のこともいいます。ドイツ語で「生物」を意味する“BIO”と「場所」を意味する“TOPE”の合成語のことです。森林、湖沼、ヨシ原、干潟、里山、水田などは、多様な生物が生息・生育するビオトープです。

微小粒子状物質 (PM_{2.5})

大気中に浮遊している2.5μm(1μmは1mmの千分の1)以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質(SPM:10μm以下の粒子)よりも小さな粒子です。

不法投棄

廃棄物を法律が定める方法に従って適切に処理・処分せず、山林や水辺などに不法に投棄することをいいます。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状物質、浮遊粉じん、エアロゾルなどのうち、粒径が10μm以下のものをいいます。工場のばい煙や車の排気ガス、道路の粉じんなどが主な原因とされ、人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患の原因にもなっており、環境基準を定めています。

フリーマーケット

省資源・省エネルギー、環境保全の観点から、公園や駐車場などを会場にして住民が不要になった品物を持ち寄って売買や交換して再利用を図る市民活動のことをいいます。環境保護のためのリサイクル運動の一環として行われています。

防災行政無線

行政が電波を利用して、気象情報、震度情報、地域住民への避難勧告など、災害に関する情報を地域の住民に伝達する無線通信システムのことです。

放射性物質

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により、放射性セシウム等の放射性物質が放出されました。放射性物質汚染対処特措法では、廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況調査等の対象は、セシウム134及びセシウム137に限るとされています。

セシウム134、セシウム137は質量数の違いにより区別され、同位体と呼ばれます。どちらも放射線の一種であるベータ線とガンマ線を出す性質をもち、セシウム134、セシウム137の半減期はそれぞれ約2年、約30年です。

原子力発電所事故時に放出された可能性のある放射性物質としては、セシウム134、セシウム137以外にも、ヨウ素131、ストロンチウム90、プルトニウムなどがあります。

しかし、ヨウ素131は半減期が約8日と短いために、現在ではほとんど存在しません。

また、平成23年に文部科学省が行った調査結果では、「プルトニウム、ストロンチウムの沈着量の最高値が検出された箇所において、仮に、50年間滞在した場合に生じる、土壌からの再浮遊に由来する吸入被ばく及び土壌からの外部被ばく線量の積算値(以下、「50年間積算実効線量」と言う。)について、IAEAが提案している緊急事態時の被ばく評価方法に基づき計算したところ、セシウム134やセシウム137の沈着量の最高値が検出された箇所における50年間積算実効線量と比べて、非常に小さいと確認されました。このことから、今後の被ばく線量評価や除染対策においては、セシウム134、セシウム137

の沈着量に着目していくことが適切であると考え。」と明記されています。

放射性物質汚染対処特別措置法

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日法律第110号)のことです。除染特別地域と汚染状況重点調査地域が規定されています。除染特別地域は、警戒区域または計画的避難区域の指定を受けたことがある地域が指定されており、同地域では、国が除染の計画を策定し、除染事業を進めることとしています。また、年間の追加被ばく線量が1ミリシーベルト以上の地域を汚染状況重点調査地域と指定することとしています。指定された市町村では、年間の追加被ばく線量が1ミリシーベルト以上となる区域について、除染実施計画を定め、除染を実施する区域を決定することとしています。

ボランティア

自発的にある事業に参加する人たちのことであり、特に、社会事業活動に無報酬で参加する人たちのことをいいます。

ま行

メガソーラー

広大な土地にたくさんの太陽光パネルを並べた太陽光発電所です。一般家庭の屋根や屋上などに取り付けられている太陽光発電は、おおむね2kWから4kW程度の発電能力ですが、これを大規模にして、1カ所で1,000kW～20,000kWという発電能力を持ちます。

や行

野外焼却行為

焼却設備を用いないか、また廃棄物を家庭用小型焼却炉やドラム缶などで野外で焼却することをいいます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、家庭用小型焼却炉、ドラム缶焼却など同法の施行例で定める焼却構造基準に適合しない設備での焼却を禁止しています。

谷津

台地に谷が入り込む独特の地形で、その細長い低湿地部は水田として利用され、谷津田と呼ばれてきました。

有害化学物質

人の健康または生活環境に被害を生じるおそれのある物質として、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、化学物質の審査及び製造等の規則に関する法律などで指定され、取り扱いを規制されている物質のことをいいます。

遊休農地

農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されていないものをいいます。

ら行

リサイクル拠点施設

市では、ごみの減量化及び再資源化を促進するため、佐原清掃事務所をリサイクル拠点施設と位置付け、資源循環型社会の構築を推進しています。市内の一般家庭から

排出される資源物は、同施設へ搬入することができます。

老朽危険家屋

長期間適正に維持管理されことなく放置され、倒壊等の危険性のある家屋のことです。

《アルファベット》

NPO

民間非営利組織。営利を目的としない公益的な活動を行う民間団体のことをいいます。財団法人や社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、生協法人及びリサイクルや清掃活動など環境保全に関する活動を行っている市民団体(市民活動団体)などがあります。平成10年(1997年)3月、NPOの活動を促進するため、法人格を与える「特定非営利活動促進法(NPO法)」が成立しています。

P D C A サイクル

プロジェクトを進めていく際に、「計画をたて(Plan)、実行し(Do)、その評価(Check)に基づいて改善(Action)を行う」という作業工程を継続的に繰り返す「仕組み(考え方)」のことをいいます。

香取市環境基本計画 [中間見直し]

平成 26 年 3 月

発行：千葉県香取市

〒287-8501 千葉県香取市佐原口 2127 番地

電話：0478-54-1111 (代表)

URL: <http://www.city.katori.lg.jp/>

編集：経済環境部環境安全課

